

第5次 益城町 総合計画

～ましき E(良い) I(愛)ぷらん～

後期基本計画



平成 28 年 3 月

熊本県 益城町

「グラフィックデザイン：楠田諭史氏（益城町在住）」

表紙 2 白

ごあいさつ



益城町は、豊かな水と緑、そして快適な都市機能を併せ持つ「都市と田園風景が調和するまち」であり、人口増加を続ける元気な町として発展を遂げています。このような中、本町では平成23年に第5次益城町総合計画の基本構想及び前期基本計画を策定し、『「誇り」「しあわせ」「愛」のあふれるまちづくり』を基本理念としてまちづくりを行ってきました。

この度、平成23年度から平成27年度の5年間を計画期間とする第5次益城町総合計画前期基本計画が平成27年度をもって終了するため、これまでの成果、時代の潮流や将来の展望、今後のまちづくりの主要課題を調査分析し、平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とする「第5次益城町総合計画後期基本計画」を策定しました。

この計画は、基本構想に掲げたまちの将来像である『水とみどり豊かで人安らぎ「夢・創造」のまち』を目指し、今後5年間で取り組もうとする施策を示したものであり、実現に向けて事業の展開を図っていきます。

終わりに、本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員の皆様、そして、「住民アンケート」「益城町まちづくりワークショップ」「各種団体ヒアリング」「パブリック・コメント」などを通じてまちづくりへの貴重なご意見・ご提案をいただいた多くの町民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、町民の皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

益城町長 西村 博則

目次

I 総論

1. 「基本構想」について	2
2. 「後期基本計画」について	2
3. 「まちづくりの横断的対応」について	2
4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係について	2
5. まとめ	4
6. 分野別施策のまとめ方	5

II 分野別施策

第1章 安全でうるおいのあるまちづくり (生活環境の整備)

①住環境の整備	7
②自然環境の保全	10
③循環型社会の形成	12
④安全で良好な建築物の整備・推進	14
⑤防災・消防・救急対策の推進	16
⑥交通安全・防犯対策の推進	18

第2章 いきいきと健やかに暮せるまちづくり (保健・医療・福祉の充実)

①健康づくりの推進	20
②地域福祉の充実	23
③高齢者福祉の推進	25
④障がい者福祉の推進	28
⑤結婚・出産・子育て支援の推進	30
⑥ひとり親家庭・その他福祉の推進	33

第3章 地域力により創出する活気あるまちづくり (産業の振興)

①農林業の振興	35
②工業の振興	38
③商業の振興	40
④観光の振興	42
⑤就労・創業の支援	44

第4章 自然と調和した活力に満ちたまちづくり (新たな都市基盤の整備)

①計画的な土地利用の推進	45
②新たな拠点の整備	47
③新設道路の整備	49
④新たな上水道整備及び汚水処理対策の推進	51
⑤新たな公園の整備	53

第5章 個性と創造力を育むまちづくり (教育・文化の向上)

①学校教育の充実	54
②青少年の健全育成	58
③生涯学習の推進	60
④文化芸術の振興	62
⑤スポーツの振興	64

第6章 協働による住民主役の个性的なまちづくり (協働のまちづくりの推進)

①住民参画の推進	66
②人権擁護・男女共同参画の推進	69
③地域連帯感の創出	71

第7章 まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくり (積極的な情報の発信)

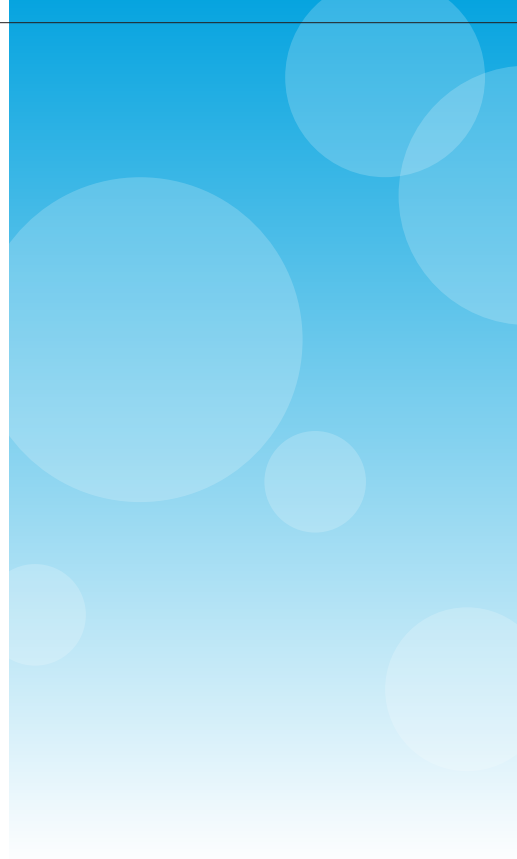
①積極的な情報の発信	73
------------	----

第8章 効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり (行財政基盤の確保)

①健全な行財政運営の推進	75
②行政組織の強化	77
③住民サービスの向上	79
④広域行政	81

資料編

①総合計画後期基本計画審議会委員名簿	85
②総合計画後期基本計画諮問	86
③総合計画後期基本計画答申	87



I 総論



1. 「基本構想」について

基本構想は、基本理念及び本町の目指すべき将来像を定め、その実現のための施策の基本的な方向性を示すものです。

(1) まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、本町のまちづくりを行っていくうえで、最も重要な基本姿勢であり、また、町が長期にわたって守るべきまちづくりの方向性を示すものです。

まちづくりの基本理念

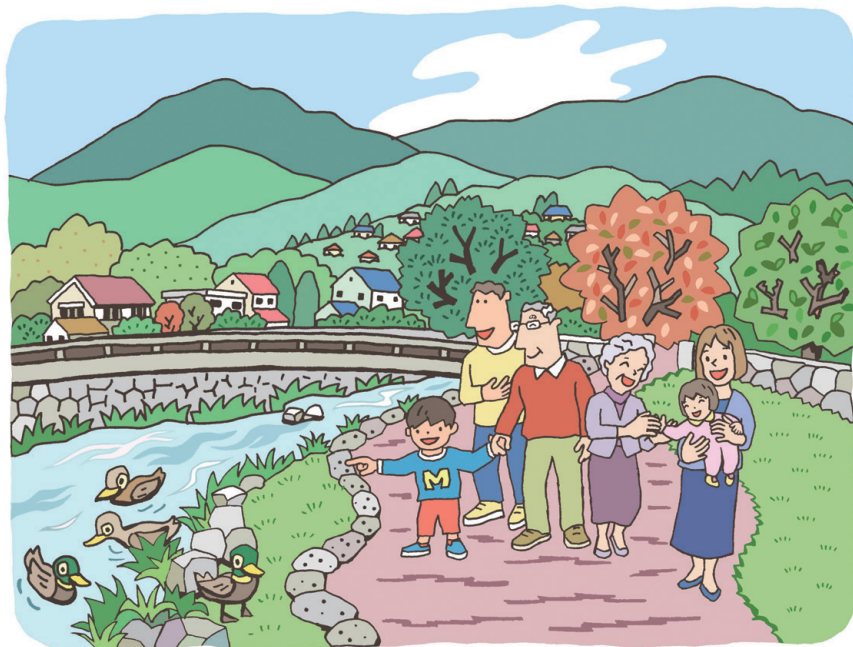
「誇り」「しあわせ」「愛」のあふれるまちづくり

自然や文化に育まれた、しあわせと愛があふれ、
心のかようまちをつくります

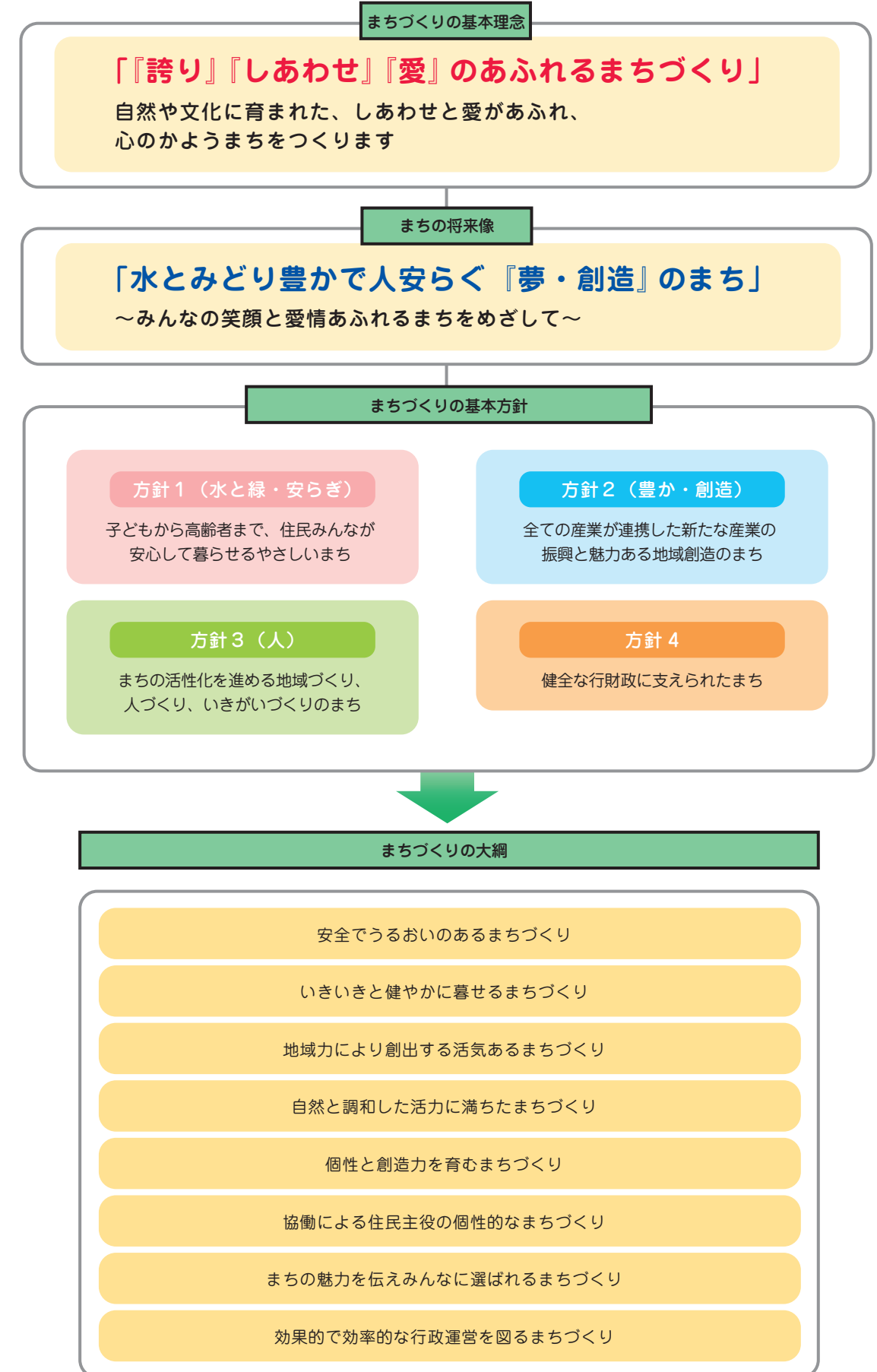
(2) まちの将来像

まちづくりの基本理念のキーワードである「誇り」「しあわせ」「愛」「心」に基づき、まちの10年後の将来像を次のとおり定めます。

水とみどり豊かで人安らぐ「夢・創造」のまち ～ みんなの笑顔と愛情あふれるまちをめざして ～



総合計画基本施策体系図

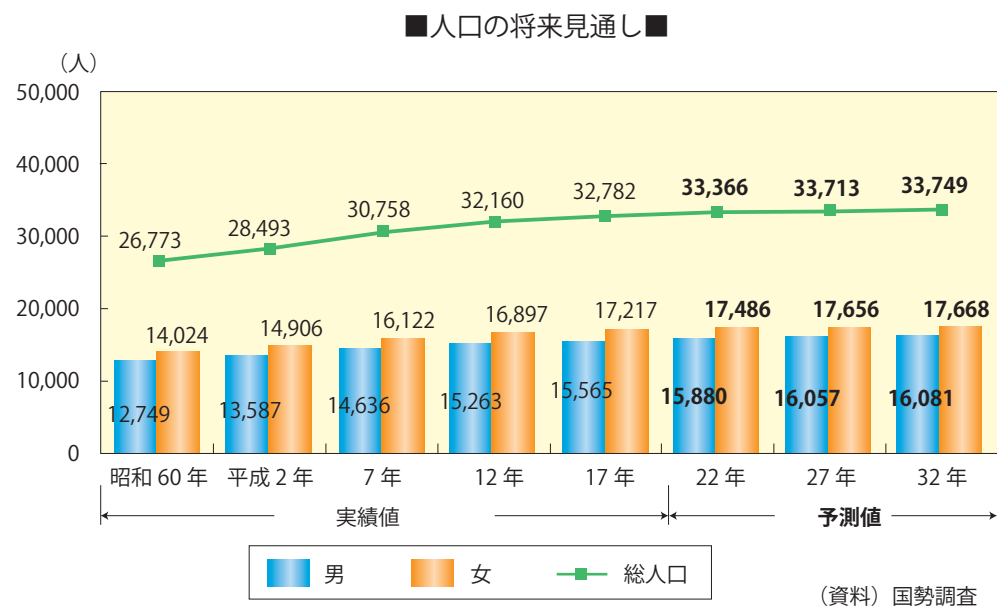


(3) まちづくりの大綱

本町の将来像を実現するための4つの基本方針を確実に実現するため、政策分野別にそれぞれのまちづくりの基本的な方針を次のように定め、全般にわたる施策を展開していきます。

施策を展開するにあたっては、地域の活力づくり、心の豊かさといきがいづくり、自然と共生した魅力あふれる環境づくりの実現をめざして、住民と行政の協働関係を維持しながらまちづくりに取り組みます。

(4) 将来人口



(5) 目標人口

本町の平成32年度(2020年)の目標人口を36,000人と設定します。

■目標人口及び推計値の年齢区分別人口■

(単位：人)

区分	平成12年度	平成17年度	平成27年度	平成32年度
総人口	32,160	32,782	35,000 33,713	36,000 33,749
年齢区分別人口	0～14歳 (年少人口) (15.6%)	4,900 (14.9%)	4,700 (13.4%) 4,667 (13.8%)	4,400 (12.2%) 4,279 (12.7%)
	15～64歳 (生産年齢人口) (65.1%)	20,935 (63.6%)	20,800 (59.4%) 19,751 (58.6%)	20,700 (57.5%) 18,911 (56.0%)
	65歳以上 (老年人口) (19.0%)	6,110 (21.5%)	7,036 (21.5%)	9,500 (27.1%) 9,295 (27.6%)

(注) 1 平成12年度、17年度は実測値。年齢別の構成比は年齢不詳があるため、必ずしも合計が100%にならない。
 2 平成27年度、32年度の総人口及び年齢区分別人口の上段は目標人口、下段は推計値。
 3 年齢別()内は構成比

資料:国勢調査

次のページが見開きのため白ページにしています

(6) 土地利用

土地利用については、町土を4つのゾーンに分け、それぞれの基本的な方向性を示します

「賑わい創出」市街地ゾーン

- 既存の市街地（用途地域指定区域）と益城台地土地区画整理事業などを核とした「西の拠点」整備地区から構成されるゾーンです。
- 既存の市街地については、ゾーン内を縦横断する国道、主要地方道沿道を沿道型商業業務地区として位置づけ、町の中心地としての機能を備えた賑わいを創出します。
- 「西の拠点」地区については、「人口流入・定住化」促進の受け皿としての住宅地の確保を図り、インターチェンジと合わせて町の顔となるまちづくりを進めます。
- 「西の拠点」地区から東に伸びる地域再生道路を「西の拠点」と「既存の市街地」を結ぶ重要な動線として位置づけ、住環境の整備や住民ニーズに即した商業施設などを誘致することにより、新たな市街地の形成を図ります。

「産業創出」工業・流通業務ゾーン

- 阿蘇くまもと空港周辺の活性化を図るゾーンです。
- テクノリサーチパークや空港周辺を、「産業創出の拠点」として位置づけ、工場や物流関連施設の集積を図るとともに、就労の場の確保に努めます。
- 空の玄関口としての活性化を図るため、サービス関連施設の立地に向けた環境づくりに努めます。

ふるさと再興 農村集落ゾーン

- 農地と農村集落から構成されるゾーンです。
- 人口減少に歯止めをかけ、集落の地域社会としての機能や農地の機能を維持します。
- 市街地ゾーンとの地域的な格差是正のため、日常生活上の商業施設誘致や住環境整備などの計画的な開発を誘導し、新たな活力を生み出します。
- 国道、県道及び主要な町道においては、地区計画などの手法を用いた優良な住環境などの整備や沿道サービス施設などの誘致に努めます。
- 九州横断自動車道延岡線嘉島ジャンクションやインターチェンジ周辺を「南の拠点」として位置づけ、東九州エリアへの横軸の新たな交通結末点として、物流施設などの集積を図ります。

自然とのふれあい 森林・レクリエーションゾーン

- 「飯田山」「船野山」「朝来山」「城山」の益城四峰を中心とした自然と歴史資産に恵まれたゾーンであり、都市では味わえない山林や里山の恵みを体験できるゾーンです。
- 都市と農村の人々との交流や自然環境の保全を前提とした観光型の活用を図るとともに、水源かん養、大気の浄化など、森林が持つ公益的機能を重視した中山間レクリエーション拠点として保全及び整備に努めます。



注意

本図は概ねの位置を表したもので、正確な区域・区分を示したものではありません。

2. 「後期基本計画」について

本町では、「第5次益城町総合計画基本構想～ましきE(良い)I(愛)ぶらん～」で示した「まちづくりの大綱」に沿って、「まちづくりの基本方針」の実現に向けさまざまな取り組みを展開していきますが、後期基本計画では、その計画期間(平成28年度から平成32年度までの5年間)の中で取り組む『施策』の内容を示します。

施策の内容は、「まちづくりの大綱」及び「重点施策」を「分野別施策」に分け、成果を向上させ目標を達成するため、「分野別施策」ごとに「優先プロジェクト」や具体的な取り組み内容を示します。

3. 「まちづくりの横断的対応」について

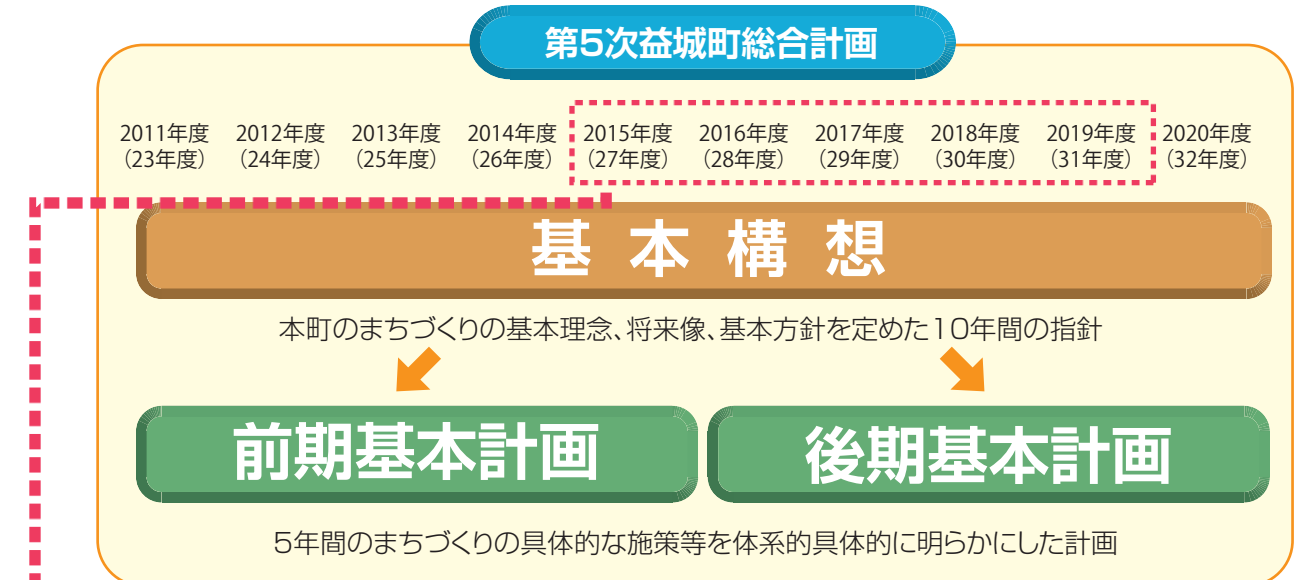
計画を推進するにあたっては、町の将来像「『水とみどり豊かで人安らぐ「夢・創造」のまち』～みんなの笑顔と愛情あふれるまちをめざして～」の実現に向け、さまざまな施策に取り組んでいきますが、その実現のためには、基本構想で示したとおり、「まちづくりの基本方針」は、それぞれの政策分野にかかるものとしているため、この基本方針を共通テーマとして複合的に関連付けて、まちづくり施策や各分野の計画に取り組むものです。

4. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係について

本町においては、国や県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本第5次益城町総合計画を基本に据えて、その「雇用」や「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」の分野に特化した、計画期間を平成27年度から平成31年度までとする「益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)」を策定しました。

後期基本計画の策定にあたっては、関連する分野に「総合戦略」に掲載された「基本戦略」を優先プロジェクトとして取り込み、住民や産・官・学・金・労・言の関係機関と連携し、一体となって取り組むものとします。

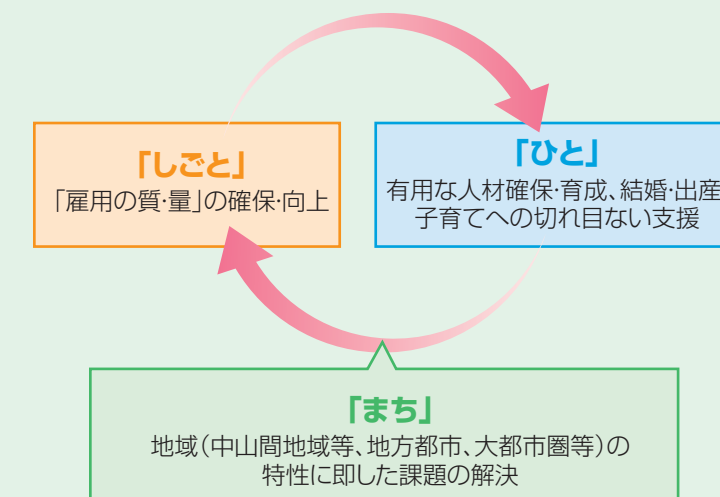
■第5次益城町総合計画と総合戦略との関係■



益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略

- まち** 住民ひとりひとりが夢や希望を持ち、潤いある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
- ひと** 地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
- しごと** 地域における魅力ある多様な就業機会の創出

「しごと」と「ひと」の好循環、それを支える「まち」の活性化



5. まとめ

上記で述べた「まちづくりの大綱」「重点施策」「分野別施策」をまとめた一覧表を次のとおり示します。

まちづくりの大綱		重点施策	分野別施策
(1)	安全でうるおいのあるまちづくり	生活環境の整備	① 住環境の整備
			② 自然環境の保全
			③ 循環型社会の形成
			④ 安全で良好な建築物の整備・推進
			⑤ 防災・消防・救急対策の推進
			⑥ 交通安全・防犯対策の推進
(2)	いきいきと健やかに暮せるまちづくり	保健・医療・福祉の充実	① 健康づくりの推進
			② 地域福祉の充実
			③ 高齢者福祉の推進
			④ 障がい者福祉の推進
			⑤ 結婚・出産・子育て支援の推進
			⑥ ひとり親家庭・その他福祉の推進
(3)	地域力により創出する活気あるまちづくり	産業の振興	① 農林業の振興
			② 工業の振興
			③ 商業の振興
			④ 観光の振興
			⑤ 就労・創業の支援
(4)	自然と調和した活気に満ちたまちづくり	新たな都市基盤の整備	① 計画的な土地利用の推進
			② 新たな拠点の整備
			③ 新設道路の整備
			④ 新たな上水道整備及び污水处理対策の推進
			⑤ 新たな公園の整備
(5)	個性と創造力を育むまちづくり	教育・文化の向上	① 学校教育の充実
			② 青少年の健全育成
			③ 生涯学習の推進
			④ 文化芸術の振興
			⑤ スポーツの振興
(6)	協働による住民主役の個性的なまちづくり	協働のまちづくりの推進	① 住民参画の推進
			② 人権擁護・男女共同参画の推進
			③ 地域連帯感の創出
(7)	まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくり	積極的な情報の発信	① 積極的な情報の発信
(8)	効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり	行財政基盤の確保	① 健全な行財政運営の推進
			② 行政組織の強化
			③ 住民サービスの向上
			④ 広域行政

6. 分野別施策のまとめ方

分野別施策では、項目ごとの現状や課題、方針、特に意識的に取り組む「優先プロジェクト」の内容などを明確にし、取り組んだ後の結果を振り返り、町で導入している「行政評価システム」との連動を強化し原点に立ち返りながら、次の企画や計画、改革や改善に活かしていくため、次のように示します。

●施策の現状と課題

施策について、本町の特性や現在の状況を分析し、後期基本計画期間を見据え、どのような課題があるのか、また、その課題を解決する手段や方法について示します。

●施策の基本方針

上記の現状と課題を認識し、後期基本計画期間内の基本的な取り組み方針を示します。

●優先プロジェクトの展開

分野別施策の中でも特に意識的に取り組む事業がある場合について、その取り組みの内容を具体的に示します。

●成果指標

施策の基本方針や優先プロジェクトで掲げた取り組みの達成度合いを「成果」として示します。また、施策の基本的な目標値を「成果指標」で示し、実施後の実績は、行政評価に活用して進行管理を行います。

なお、指標に掲げている「(満足度)」については、平成26年11月から12月にかけて実施した「益城町総合計画策定のための住民アンケート調査」における満足度調査の回答において、「満足」及び「やや満足」と回答した割合を表しています。

●施策の展開

成果指標を達成するための主要な事業について、その取り組みの内容を具体的に示します。



Ⅱ 分野別施策



第1章

安全でうるおいのあるまちづくり (生活環境の整備)

① 住環境の整備

■ 施策の現状と課題

住民アンケート調査において、「歩道等の整備、徒歩や自転車で安全に通行」「上水道が整備、安心して水道水を利用」「下水道が整備」「暮らしやすい住環境」「ごみの減量化や分別回収が充実」等「住環境の整備」に関連するこれらの項目は、いずれも住民の重要度が高い上位項目に位置づけられています。

このような中、水道事業では、より安定した供給を図るため、下水道事業に併せて老朽管を順次更新（布設替え）しています。また、簡易水道の統合に向けての布設整備も順次行っています。

下水道については、平成26年度末時点での普及率が94.9%となっており、必要性や効率性等を踏まえ、引き続き未整備地区の整備を進めていく必要があります。併せて、下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外では、合併処理浄化槽設置整備事業を推進しています。

一般廃棄物処理については、現在稼働している「ごみ処理施設」及び「し尿処理施設」がいずれも老朽化しており、上益城郡5町及び西原村で協議会を立ち上げ、新たな処理施設や最終処分場に関する事項について、現在広域的な観点から協議をしています。

また、ごみの適正な処理についての周知徹底を図るとともに、不法投棄や野焼きの防止を図っていくことが必要です。

既存の町道等の整備については、交通安全環境及び防災対策の向上を図るため、道路改良や歩車道分離、歩道設置等の課題があり、迅速かつ適正な対応が求められています。

町が管理する公園については、効率的な管理を行うため、地域住民との協働と役割分担のもと、公園の維持・管理に努めています。なお、関連する「公園施設長寿命化計画」については、今後とも検討が必要です。

公共交通体系の整備は、地域の活性化にとって最も根幹となるものです。平成23年度に「町地域公共交通計画」を策定しており、計画に基づき、福田地区でのデマンドタクシーの運行を実施しています。

■ 施策の基本方針

良質な住環境の整備を通して、
魅力があり住みよさが実感できるまちづくりを進めます。

■ 優先プロジェクト

● 道路整備計画の策定と交通手段の確保

- ・暮らしやすいまちを実現するために、道路整備計画を策定するとともに、計画に基づいた道路整備や道路改良を行います。
- ・道路整備計画と連動し、交通弱者の交通手段の確保を検討します。また、交通利便性の向上についても併せて検討します。

● 防災公園の整備

- ・大規模災害時の避難場所、さらには活動拠点として活用できる「防災公園」の整備について検討を行います。

■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	
		平成 26 年度	目標値 平成 32 年度
暮らしやすい住環境が整っている（満足度）	%	55.0	65.0
道路整備計画の策定	—	—	策定
道路整備計画の策定	—	—	実施



■ 施策の展開

1 上水道の整備

- ・送配水管の整備については、道路整備計画、下水道整備計画と併せた工事を引き続き推進し、新たに耐震化に向けた老朽管更新も推進します。
- ・水源、浄水、配水施設については、適正な維持管理を行うとともに、必要な部分については継続して適宜更新を行います。
- ・簡易水道施設については、国庫補助事業を活用して整備し、整備後は、上水道へ統合し水道事業の一元管理・危機管理体制の強化等を図ります。

2 汚水処理対策の充実

- ・適正な使用料収入の確保を図るとともに、コスト縮減を念頭に置き、効率的な事業執行に努めます。
- ・下水道の整備について、下水道接続への啓発を通して水洗化率の向上に努めるとともに、整備が難しい箇所は、引き続き合併浄化槽の設置を推進します。

3 ごみ処理対策の充実

- ・一般廃棄物処理の広域化については、組織体制や新施設の用地や事業費確保等に努め、住民サービスの低下に繋がらないよう取り組みます。
- ・不法投棄や野焼きの防止に取り組み、生活環境の保全に努めます。

4 生活に密着した安全で人に優しい道路整備の推進

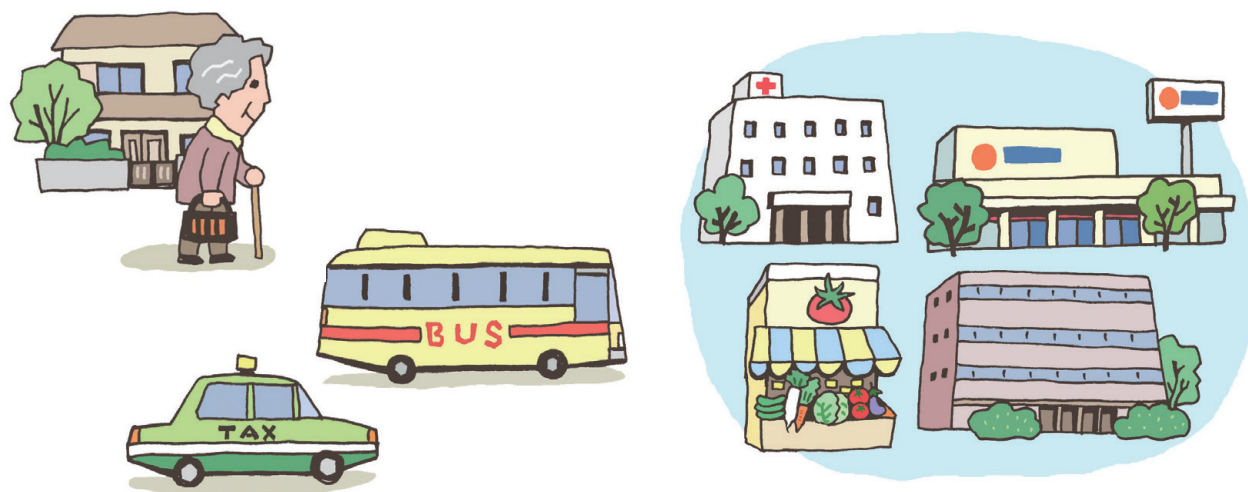
- ・「通学路交通安全プログラム」に基づき、歩道の整備及び通学路の自転車専用レーンの整備や交通渋滞の緩和を図るためバスカット（バスベイ）※の設置等を推進し、交通安全環境及び防災対策の向上を図ります。
- ・路面の補修や清掃等、適切な維持管理に引き続き努めます。
- ・周辺の空間と調和した道路景観整備や緑化に努めるとともに、ユニバーサルデザインによる人に優しい道づくりを推進し、安全で安心できる道路空間の整備を引き続き推進します。
- ・来訪者にとって分かりやすく空間と調和した、統一されたデザインに基づく案内・誘導サインの整備に努めます。

※バスカット(バスベイ)

バス停付近の歩道に切り欠きを作り、バスが止まっても交通に支障をきたさないようにした形態のもの

5 身近で安全・安心な公園の維持・管理

- ・「公園施設長寿命化計画」の策定については、今後とも検討を行います。
- ・十分な見回り、遊具やトイレ等の補修さらには樹木の消毒等、迅速な対応を図り、引き続き事故のないよう点検に努めます。
- ・住民との協働と役割分担のもと、地域住民が主体的に維持管理できる仕組みづくりを進めます。



② 自然環境の保全

■施策の現状と課題

本町は美しい山系やそれを源とする河川等、豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然を守るため、山林の保全や河川の水質浄化等に取り組んでいます。

水資源の確保については、雨水浸透等の取り組みや、企業等との連携による冬期湛水事業「冬水田んぼ」を実施し、地下水かん養を積極的に進めています。

河川浄化の推進については、地域と一体となり、定期的な水質検査、EMを利用した取り組みを通して関係機関と連携し汚濁防止に努めています。

住民アンケート調査結果によれば、「水や緑等自然が身近」に対する評価は、重要度の高い項目となっており、今後も、河川、地下水の質と量の保全とともに、自然の生態系の保全や保護への取り組みが求められています。

■施策の基本方針

豊かな自然環境の保全・活用や自然とのふれあいを通して、環境意識の啓発・向上に努めます。

■優先プロジェクト

●水資源の確保

- ・町の大きな資産である水を町の魅力として活かすために、雨水浸透施設設置の推進や「冬水田んぼ」等の取り組みを通して、地域と連携した水資源の確保を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績		目 標 値	
		平成 26 年度		平成 32 年度	
水や緑等自然が身近に感じられる（満足度）	%	75.0		85.0	
冬水田んぼ実施面積	ha	15.2		20.0	



■施策の展開

1 森林の保護、管理体制の充実

- ・国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止などの森林の持つ多様な機能を高度に発揮させるため、森林の保護のための管理体制の充実を図ります。
- ・民間を活用した森林の管理を実施し、水源かん養に努めます。

2 河川浄化の推進

- ・定期的な水質検査やパトロール、生活雑排水の適正処理等の啓発を通して、上流地域や関係機関等と連携した河川の水質保全と浄化に努めます。

3 住民の自然環境保全意識の高揚

- ・水の浄化に対する意識啓発や浄化対策に関するPRを実施することで、今後も継続して住民の意識の高揚を図ります。
- ・地区住民による清掃活動の支援を行うとともに、環境に優しいまちづくりを住民主体の取り組みとして展開できるように環境保全に関する情報発信を引き続き推進します。

③ 循環型社会の形成

■施策の現状と課題

環境問題が問われている今日、住民の環境に対する意識も高まっており、ごみ処理においても、リサイクルできるものはリサイクルする等、環境に配慮した活動は少しずつ定着しています。今後とも、効率的かつ計画的な分別収集の徹底と、さらなるリサイクル意識の啓発が必要です。

また、地球温暖化防止対策としては、環境への負荷を減らすための身近な取り組みとして、省資源・省エネルギーへの取り組みの普及に努めています。将来にわたって快適な生活環境を確保するためには、循環型社会の構築に向け、一層の取り組みが必要です。

なお、環境問題に対する基本的な方向を示す環境基本計画については、本町にふさわしい計画の策定を検討することとしています。

■施策の基本方針

ごみの減量化やリサイクルによる循環型社会の形成を推進するとともに、環境衛生及び公衆衛生対策の充実を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
ごみの減量化や分別収集が充実している（満足度）	%	60.7	70.0
クリーンセンターごみ搬入量	t	10,760	10,630

■施策の展開

1 環境基本計画策定の検討

- ・一般廃棄物処理の広域化の検討状況を勘案し、環境問題への総合的な取り組みの指針となる環境基本計画の策定を検討します。

2 省エネ活動の啓発推進

- ・地球温暖化防止対策として「地球温暖化対策実行計画」を策定しており、町民が身近にできる省資源・省エネルギーへの取り組みの普及促進や啓発、環境への負荷の少ない太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入等を引き続き推進します。

3 資源循環型ごみ処理システムの確立

- ・有価資源ごみ処理の各種団体活動への助成等、効率的かつ計画的な処理体制の充実を図ります。
- ・住民のリサイクル意識向上のため、啓発活動や生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入助成金を交付し、ごみの減量化を進めます。

4 環境衛生の充実

- ・食品の安全性、健全性及び悪化防止を推進する等、環境衛生の維持向上に継続して取り組みます。
- ・ペットの飼い主への正しい飼い方やしつけ方を指導するとともに、犬の登録や狂犬病等、予防注射の徹底を一層図ります。

④ 安全で良好な建築物の整備・推進

■施策の現状と課題

本町の町営住宅は老朽化が進んでおり、公営住宅等長寿命化計画に沿って、順次修繕及び施設修理を行っています。また住宅使用料については、効率的な収納対策が必要となっています。

公共施設の安全対策については計画的に進めており、今後は公共施設の耐震化等、住民が安心して施設を利用できるような対策が必要です。

さらには、移住・定住の視点から民間と連携し、特に若者層世帯等を中心に、良質な住宅の供給等を進める必要があります。

■施策の基本方針

安全で良好な建築物を整備・推進し、若い人たちの移住・定住を促す
魅力ある住みよさが実感できるまちづくりを進めます。

■優先プロジェクト

●空き家等対策の推進

- ・空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空き家等対策基本計画」を策定します。
- ・町内の空き家等の状況を把握するとともに有効活用を図るための方策を検討し、推進します。
- ・関係機関と協働し、移住定住希望者のサポートを行います。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
暮らしやすい住環境が整っている（満足度）	%	55.0	65.0
空き家等対策基本計画の策定	—	—	策定



■施策の展開

1 町営住宅の整備・改善

- ・町営住宅の整備・改善については、長寿命化計画に基づき検討を進めます。
- ・住宅使用料の滞納対策については、法的に強く取り組んでいきます。

2 公共施設の安全対策の推進

- ・公共施設については「公共施設等総合管理計画」に基づき、整備が必要な場合は検討を進めます。

3 民間活力の導入

- ・都市計画マスタープランの見直しを行い、町全体の住宅政策のあり方を示すとともに、今後も都市計画法及び建築基準法を遵守し適正に処理していきます。
- ・町内の民間住宅会社等と連携し、住宅リフォーム助成の取り組み等の推進を図ります。

⑤ 防災・消防・救急対策の推進

■施策の現状と課題

平成23年3月の東日本大震災以降、大規模化、多様化及び複雑化する災害から住民の生命、身体及び財産を守るための対策は、安全・安心のまちづくりの観点から欠かすことのできないものとなっています。とくに、今後の災害への対応のあり方として、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要視されるようになってきました。

住民アンケート調査結果によれば、「消防・防災体制の整備」については、重要度の高い項目となっているほか、防災対策における重点項目としては「町民に対する情報伝達手段の整備」「避難所及び避難場所の整備」が上位を占めており、住民の防災への関心は高くなっています。

このような中、本町の取り組みとしては、平成26年4月より常備消防事務を熊本市消防局へ事務委託を行っており、消防力の強化につながっています。

一方で、大規模災害時の要援護者への支援として、「災害時援護者避難支援システム」を運用しています。また、災害対策基本法の改正に伴い、「避難行動要支援者名簿」を作成しており、この有効活用が今後求められています。

今後も引き続き、自主防災体制の強化や消防・防災体制の充実にに向けた取り組みが必要です。

■施策の基本方針

「減災」の取り組みも念頭に災害に強いまちづくりを推進するとともに、自主防災組織等による地域防災力の一層の充実を図り、住民の生命や財産の保護・保全に努めます。

■優先プロジェクト

●災害発生時の要援護者への支援体制強化と減災体制の整備

- ・「災害時要援護者支援システム」と「避難行動要支援者名簿」を活用し、「避難行動要支援者名簿個別計画」を作成のうえ、災害時の避難支援体制を強化します。併せて、減災体制の整備を図ります。
- ・防災行政無線システムのデジタル化への更新を通して、情報伝達システムの構築を図る等、防災情報基盤の充実したまちづくりを進めます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
消防・防災体制が整っている（満足度）	%	45.9	55.0
防災行政無線システムのデジタル化への更新	—	—	完了

■施策の展開

1 防災意識の高揚、自主防災体制の確立

- ・ 地域防災計画の推進を図るとともに、防災マニュアルやハザードマップ等を活用して、住民の防災意識の高揚、モデル地区を指定した行政区域ごとの自主防災組織の充実、防災専門家による支援等を踏まえ地域主体の防災体制の確立を推進します。
- ・ 治山・治水事業の推進等、防災対策づくりを引き続き推進します。

2 消防、防災体制の基盤整備の推進

- ・ 自主消防組織の整備、地域に応じた防災訓練の実施、女性消防団員の導入による消防団の活性化等、緊急時に的確かつ速やかな対応ができる消防・防災体制の一層の充実を図ります。
- ・ 消防団員及びその家族、さらには消防団員が所属する事業所にメリットのある「消防団協力事業所・応援事業所制度」を創設する等、消防団の活性化を図ります。さらに、消防団の処遇や装備についても検討を行い、計画的に改善を行います。
- ・ 幼年消防クラブや婦人防火クラブ等への技術指導等を通して、消防活動の担い手の育成を図ります。
- ・ 地下式防火水槽や消火栓設置箇所の確保等、消防施設・設備の充実を図ります。
- ・ 救急・救助需要の多様化に対応するため、水槽式消防自動車及び高規格救急車の配備、設備の充実や人材の育成、医療機関との連携強化に努めます。
- ・ 自動体外式除細動器（AED）及び講習会用の資機材の整備や救急業務の高度化に伴う資機材の整備を図ります。



⑥ 交通安全・防犯対策の推進

■施策の現状と課題

住民アンケート調査結果によれば、「交通安全対策」「防犯対策」は住民の重要度は高いものの、満足度が低い、「今後もっとも重要な項目」にあがっており、住民の関心が特に高い項目となっています。

近年、高齢者が加害者となる交通事故が多くなっており、運転マナー等をはじめ一層の意識啓発を含めた事故防止対策の強化が求められています。

また、交通安全施設については、住民の要望に沿った整備を行っています。

防犯対策としては、防犯灯設置の要望に対し、可能な限り対応しているほか、登下校時の防犯パトロールの実施や、地域住民のボランティアによる通学路の見守り等、子どもの防犯対策が行われており、今後とも継続していくことが必要です。

■施策の基本方針

地域での交通安全、防犯への取り組みを通して、安心して日常生活が送れる環境づくりを引き続き推進します。

■優先プロジェクト

●防犯灯のLED化への更新

- ・ 町管理分・地域管理分も含め、設置年数等を考慮の上、計画的にLEDへの更新を行っていきます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
交通安全対策がしっかりしている（満足度）	%	25.2	35.0
町管理分防犯灯のLED化率	%	5.0	100

■ 施策の展開

1 交通弱者に対する交通事故防止対策の推進

- ・警察や地域が一体となった交通安全教室の開催を継続して行い、意識の向上を図ります。
- ・今後も、交通ルール・マナーを守る等、交通安全の意識向上に努め、交通事故防止の徹底を図ります。

2 交通安全施設の整備推進

- ・老朽化の進んでいるところ、危険度の高いところへの優先的な交通安全施設の整備を継続して行います。

3 地域ぐるみでの防犯意識の高揚、防犯体制づくりの推進

- ・地域での設置要望を踏まえた街路灯等、防犯施設の整備の充実を図ります。
- ・広報紙やホームページによる啓発活動及び情報提供を通して、防犯意識の向上を図るとともに、警察、行政、地域住民等が連携した地域防犯体制及び緊急連絡体制の充実を図ります。

4 子どもの防犯対策

- ・警察、行政、地域住民等が連携して、通学路の安全点検や登下校時の防犯パトロールを強化します。
- ・「子ども110番の家」、「かけこみひなんの家」、地域住民によるボランティア活動等、学校や地域での独自の取り組みを支援し、児童・生徒の安全確保のための組織づくりを進めていきます。



いきいきと健やかに暮らせるまちづくり (保険・医療・福祉の充実)

① 健康づくりの推進

■ 施策の現状と課題

我が国の平均寿命は世界的に高い水準にあるものの、急速な高齢化に伴って、疾病構造は変化し、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)等の生活習慣病が増加しています。そのため、主要な生活習慣病の早期発見、発症予防と重症化予防を徹底し、住民の健康寿命の延伸に取り組むことが必要です。

住民アンケート調査結果によれば、「病気の予防や健康づくりの体制が充実」の項目は、重要度、満足度ともに高く、「今後とも維持が望まれる項目」に位置づけられており、住民にとっては重要な項目です。

このような中、本町では、健康寿命の延伸を柱として生活習慣を見直し、食育の視点を取り入れた健康づくりを推進するため、「第2期健康づくり推進計画」・「食育推進計画」・「第2期特定健康診査等実施計画」を平成25年3月に策定し、取り組みを進めています。また、自分の健康は自分で守る、一人ひとりの健康づくりをみんなで支え合うという意識の普及、啓発を図り、健(検)診の受診率を向上させるために、平成25年11月には、健康づくり推進員を設置しました。

今後は健康寿命の延伸をテーマに、各世代のライフステージに合った健康づくり事業に取り組むことが必要です。

■ 施策の基本方針

「益城町保健福祉センターはびねす」を拠点に、健康寿命延伸を目的とした健康づくり事業に取り組み、「健康・スポーツ都市」をめざします。

■優先プロジェクト

●「健康・スポーツ都市宣言」と「ましき版健康づくり」の推進

- ・健康に関心を持ち、スポーツに親しむことで健康で豊かな心と体を育て、明るく活気あるまちをめざします。
- ・住民に親しみやすい健康づくりの取り組みを関係機関との協働で推進し、健康づくりの意識の向上と医療費の支出の抑制を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
病気の予防や健康づくりの体制が充実している（満足度）	%	46.7	57.0
「健康・スポーツ都市」の宣言	—	—	完了
健康ポイント制度*登録人数	人	—	2,000

※健康ポイント制度

健康意識を高め運動習慣を身につけることを目的に、町等が実施する健（検）診や健康・スポーツ事業に参加等した場合にポイントを付与して、町内で使用できる商品券等と交換できる制度

■施策の展開

1 生涯健康支援体制の充実と住民組織と連携した健康づくり

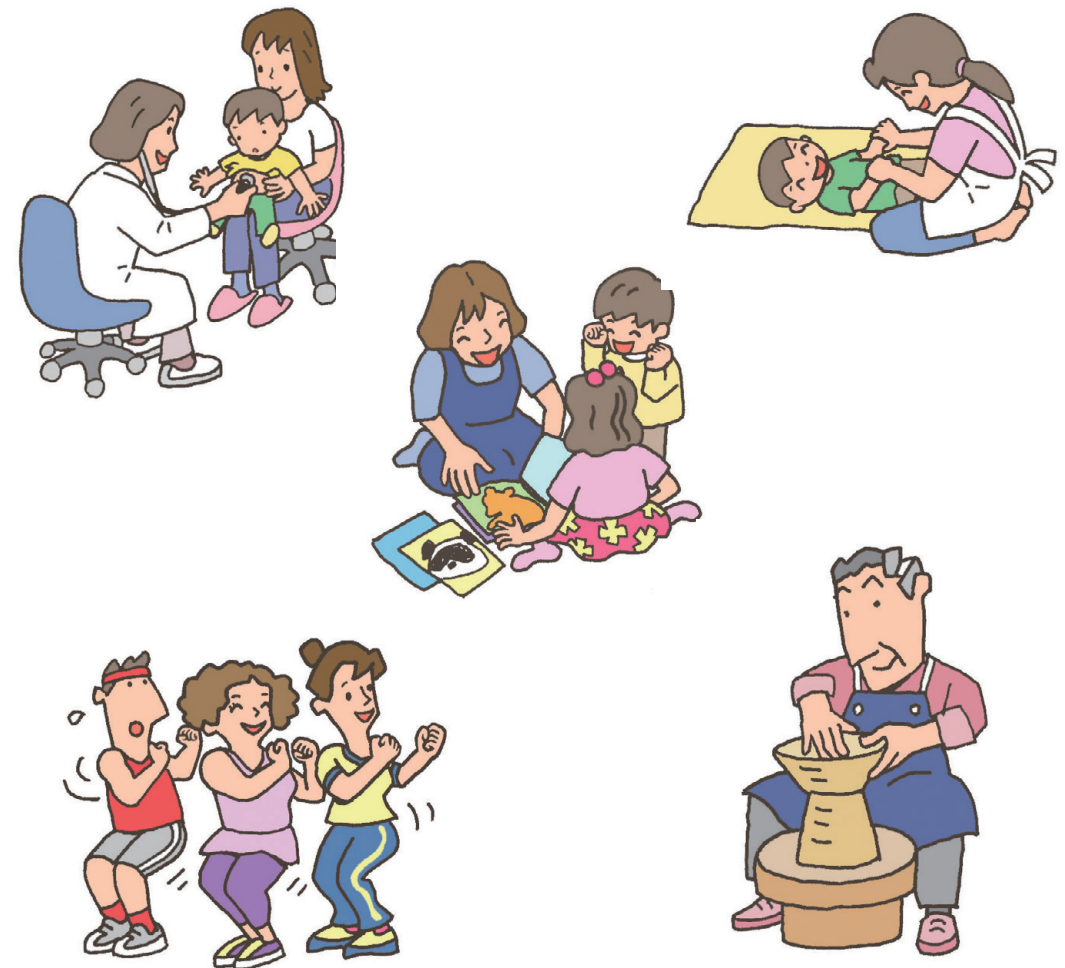
- ・がんやメタボリックシンドローム等の早期発見・早期治療のため、ワンコイン(500円)で受けられる特定健診、健康ポイント事業の導入等、親しみやすく住民が受診しやすい各種保健事業を推進し、病気の早期発見、早期治療を図り、引き続き健診の受診率等の向上に努めます。
- ・住民一人ひとりが自覚を持ち、健康の保持増進や生涯を通じた健康づくりを実践できるよう、運動を取り入れた健康づくり事業「元気ましき（仮称）」の地区単位での実施、史跡・神社・自然を利用したウォーキングロード・ハイキングロードの整備等を通して、健康寿命の延伸をテーマとしたライフステージごとの健康づくり活動を展開します。
- ・食生活改善推進員協議会、町料理飲料業組合等と連携して食の重要性の啓発や生涯を通じて正しい食習慣の確立を引き続き推進します。

2 子どもと親の健康づくり

- ・妊娠時から育児に関わる悩みや不安の解消に向けて支援し、生活リズム・食事・歯の大切さを伝え、親子の心身にかかる各種健康事業（特に産後うつ病やDV等の早期発見・対応等）を引き続き推進します。
- ・乳幼児健康診査や巡回相談で専門家による相談の機会を提供し、個人に合った早期支援を引き続き行います。
- ・疾病の発生やまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発・普及を図り、接種率の向上に努めるとともに、任意の予防接種については、個人負担額の軽減を図っていきます。

3 地域医療体制の充実

- ・各医療機関との連携のもとで、当番医制や病院群輪番制等を継続し、夜間・休日診療体制や小児救急医療体制の整備を引き続き促進します。
- ・健（検）診結果を共有する等、町とかかりつけ医が連携し、効果的な地域医療体制の整備を図ります。



② 地域福祉の充実

■施策の現状と課題

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化等により、地域住民の相互扶助や家族の面倒を見ること等が難しくなっています。また、いじめ、ドメスティック・バイオレンス、虐待等も大きな社会問題となっています。

このような状況の中、住民や地域が抱える生活課題はより一層多様化及び複雑化し、これまでのように高齢者・障がい者・児童（子育て家庭）といった個々の福祉制度の中で個別に対応していただくだけでは、多種多様なニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方には大きな変化が必要です。

そのため、行政内部における連携のみならず、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく「地域福祉」の考え方に立った取り組みが求められます。本町においては、このような地域福祉の必要性から平成24年度に「益城町地域福祉計画・地域福祉活動計画」が策定され、この計画に基づき、計画的に地域福祉の向上に努めています。

■施策の基本方針

コミュニティの形成とボランティア等の地域福祉活動による地域における見守りネットワークの形成を通して、互いに助け合う福祉活動の活性化を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
地域福祉が充実している（満足度）	%	28.0	38.0



■施策の展開

1 地域福祉の充実及び地域コミュニティの形成

- ・「益城町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、行政、地域及び個人それぞれの役割を踏まえた地域福祉の充実を図るとともに、実情に合わせ関連する計画を含め、施策等の見直しを行います。
- ・社会福祉協議会等との連携を強化し、住民の福祉活動への積極的参加と多様な活動の促進を図ります。
- ・「憩の家」については、指定管理者制度の導入を契機に、レクリエーションの場として一層の充実に努め、利用者を拡大するとともに、心身の健康増進を図ります。
- ・地域の見守り・気づきによる地域づくりの拠点として地域サロンの活性化を図ります。
- ・地域での多世代交流の仕組みづくりとして、「あいさつ日本一」運動の推進を図ります。
- ・独居高齢者や在宅介護者等への買物やごみ出し等の支援のため、ボランティア活動等によるレスパイトケア*の取り組みを進めます。
- ・地域ボランティア活動への参加促進、動機づけのためのポイント制*の導入等の検討を行います。

※レスパイトケア

乳幼児や障がい児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス。

※ボランティアポイント制

ボランティア活動の推進とそのきっかけ作りを目的としたもので、活動に参加した場合にポイントを付与し、特産品との交換や換金等ができる制度

2 バリアフリーのまちづくりの推進

- ・安全で快適な生活が送れるようバリアフリーの施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインに基づいてすべての人が利用しやすい環境の整備に引き続き取り組みます。

③ 高齢者福祉の推進

■ 施策の現状と課題

介護を社会全体で支える仕組みとして導入された介護保険制度が定着する一方、地域社会の変容や住民意識の変化により、高齢者の孤立死や虐待、災害時の対応等の問題が表面化し、多様化した高齢者ニーズへの対応が求められています。

本町の高齢化率は、平成27年10月1日現在26.0%ですが、平成32年度の目標年度には31.1%になることが予測されます。

平成37年には団塊の世代が後期高齢者となる等、高齢化は急速に進行します。併せて、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想されています。

本町における高齢者福祉対策は、地域包括ケアの実現を大きな柱とした「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成27年度～29年度）を基本に、介護予防、高齢者の生活支援等、多様な施策となっています。

住民アンケート調査結果によれば、「高齢者が安心していきいきと暮らせる」については、重要度が高く満足度が低い、「今後もっとも重要な項目」にあげられています。高齢者福祉は、障がい者福祉と並んで、住民の重視度や今後のニーズが非常に高い福祉分野であり、今後とも、高齢者福祉の充実が求められています。

■ 施策の基本方針

地域包括ケアシステムの構築による高齢者の生きがいのづくりと社会参加への支援、地域の見守りによる安心して穏やかに生活できるまちづくりを進めます。

■ 優先プロジェクト

● 高齢者が生きがいをもって安心して生活できる環境づくりの推進

- ・ 地域包括ケアシステムを構築し、効果的な運用を図ります。
- ・ 高齢者の豊かな知識や経験等を地域社会で生かせるような場や機会の提供に引き続き取り組みます。
- ・ 地域サロン等の活性化を図り、ひきこもり等の高齢者の参加を促し、高齢者の生きがい対策の拠点づくりを進めます。
- ・ 高齢者の生きがいのづくりのために、高齢者の学習意欲に対応した情報提供やさまざまな自主サークル活動を引き続き推進します。
- ・ 高齢者が安心して生活できるような地域での見守り支援等に引き続き取り組みます。

● 認知症支援体制の整備

- ・ 認知症サポーターを増やす等、認知症に対する理解を醸成する活動を進めます。
- ・ 認知症サポーター等、ボランティアと地域包括支援センターや社会福祉協議会との連携強化を図る等、認知症サポート体制のあり方を検討します。

- ・ 認知症施策の推進を図ります。
- ・ 認知症初期集中支援チームを立ち上げ、認知症の早期発見、早期治療に努めます。
- ・ 認知症高齢者ができる限り地域で生活できるよう地域密着型サービスの充実を引き続き図ります。

■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	
		平成 26 年度	目標値 平成 32 年度
高齢者が安心していきいきと暮らせる（満足度）	%	28.9	39.0
地域包括ケアシステムの構築	—	—	完了
地域包括支援センター設置数	施設	1	2
認知症サポーター数	人	2,500	6,000
認知症高齢者グループホーム施設数	施設	2	3

■ 施策の展開

1 地域包括ケアシステムの充実

- ・ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ・ ボランティアとの連携体制づくりを進め、単身高齢者に対する福祉サービスを充実させるなど、地域で地域を支える仕組みづくりを構築します。

2 介護サービス供給基盤の充実

- ・ 高齢者やその家族に対して総合的な相談・支援を行います。
- ・ 包括的地域ケア会議にて多職種連携を図ることにより、高齢者虐待防止や生活弱者相談支援を図ります。
- ・ 研修会や講演会を開催して医療と介護と行政の連携強化を図り、顔の見える体制づくりを進めます。

3 介護予防サービス等の充実

- ・ 要支援対象者への介護予防サービスの提供を構築する必要があるため、地域の福祉ボランティアと協力して体制づくりを行い、地域支援事業を推進していきます。

4 高齢者を地域で支える体制づくりの推進

- ・高齢者がなれ親しんだ地域でいきいきと過ごせるよう、デイサービス等の地域が主体となったまちづくりを進めます。
- ・一人暮らし高齢者の見守り等のため、地域福祉を担う民生委員や高齢者相談員をはじめ、ボランティア等、住民の自主的な福祉活動を支援します。
- ・地域のボランティアとの連携を強化して、単身高齢者・障がい者を見守る体制づくりを進めます。
- ・ボランティアと老人会、民生委員等との情報交換の場をつくり、より効果的な活動をめざしていきます。
- ・介護予防や生活支援を行う地域サロン、サークル等の新たな受け皿となりうる活動や団体の創出を推進します。

④ 障がい者福祉の推進

■施策の現状と課題

平成23年、国は、国連の障害者権利条約批准に向けた法整備の一環として「障害者基本法」の改正を行いました。

新たな「障害者基本法」は、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを基本理念に掲げ、障がいのある人を“保護の必要な弱者(=客体)”から“支援を受けつつ社会の一員として自主的に参加する者(=主体)”へと社会全体の意識を大きく転換させるものとなっています。

障がい者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とする等、健常者を中心とした社会の仕組みや環境こそが障がい者を生んでいるという“医学モデル”から、“社会モデル”への発展を表しています。

本町においても、ノーマライゼーション*の理念のもと、「益城町障がい者計画・益城町障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉の推進を図っていますが、住民の障がい者に対する理解不足と実現の難しさがあり、多くの課題を抱えています。

療育体制の整備については、乳幼児健康診査等を通して身体的精神的な異常の早期発見に努めるとともに、町保健福祉センター「はびねす」や地域の療育機関等で幼児の発達についての相談に応じています。

住民アンケート調査結果によれば、「障がい者が自立していきいきと暮らせる」については、重要度が高く満足度が低い、「今後もっとも重要な項目」にあげられており、今後は障がい者が住み慣れた地域、家庭で自立した生活を送ることができるよう、地域におけるサービス提供基盤の整備の推進や障がい者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるサービスの提供体制の構築が必要です。

※ノーマライゼーション

障がい者であろうと健常者であろうと、同じ条件で生活を送ることができる社会に改善していこうという理念

■施策の基本方針

ノーマライゼーションの理念に基づく障がい者福祉サービスの充実、自立支援や社会参加のための環境づくりを図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
障がい者が自立していきいきと暮らせる（満足度）	%	13.4	24.0

■施策の展開

1 障がい者福祉サービス体制の充実

- ・障がい者（児）のための各種福祉サービス、地域生活支援事業等の充実や介護者の負担を減らすための支援事業の充実を引き続き図ります。

2 社会参加・自立・就労への支援強化

- ・障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や文化活動等の社会参加をサポートするため、施設・ボランティア団体等とさらなる連携を図ります。
- ・障がい者（児）の自立や就労に向けた各種事業の促進を図ります。

3 地域ぐるみの福祉活動の活性化

- ・社会福祉協議会等との連携の強化を図り、ボランティアや地域の福祉の担い手の育成・活動の支援等を行い、地域で見守るしくみづくりを行います。

4 療育体制の整備

- ・乳幼児健診や、保育所・幼稚園・学校への巡回相談を通じて、子どもの発達障がい等に保護者が早期に気づくことができるよう相談に応じ、支援します。また、その子どもの状態に応じた適切な医療・訓練・療育等につなげます。

⑤ 結婚・出産・子育て支援の推進

■施策の現状と課題

本町では、結婚に対する支援として、結婚対策協議会主催の各種婚活イベントを開催し、成婚に向けた支援を図っており、平成23年度から平成27年度までの累計成婚組数は13組となっています。しかし、本町の25歳から39歳の未婚率は、平成22年時点で男性43.3%、女性34.6%となっており、昭和60年の男性25.9%、女性15.3%と比べると、男女とも増加傾向となっています。

出産に対する支援としては、妊婦を対象としたマタニティサークル（母親学級）や妊娠中の両親を対象としたペアレントサークル（両親学級）を開催し、妊娠・出産に対するメンタルケアを図ってきました。

子育てに対する支援については、「益城町子ども子育て支援事業計画」を策定し、計画に基づいたさまざまな次世代育成支援及び少子化対策を図っています。

なお、住民アンケート調査結果によれば、「子育てに対する支援サービスが充実している」について、満足が40.2%となっており、不満足8.2%を大きく上回っています。今後もより一層、安心して結婚・出産・子育てができるよう、出会いの場づくりから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりまでの切れ目のない支援を進めることが必要です。

■施策の基本方針

安心して結婚・出産・子育てができるよう、地域が一体となった子育て支援等の環境づくりを進めます。

■優先プロジェクト

●結婚、出産、仕事と子育てを支える地域社会づくり

- ・結婚希望者に対し、出会いの場の提供と個々に応じた支援を、民間活力の導入を図りながら推進します。
- ・不妊治療に対する支援を行います。
- ・妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない支援を行います。（子育て世代包括支援センターの設置）
- ・子育て世代が安心して働けるような支援の充実に努めます。
- ・待機児童の解消を図ります。
- ・男女がともに協力して子育てをしながら働くことができる社会づくりを進めるため、仕事と家庭の調和がとれるよう働き方の見直しを行う、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進を企業等とともに進め、安心して仕事と子育てができる環境づくりに取り組みます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
子育てに対する支援サービスが充実している（満足度）	%	40.2	50.0
各種婚活イベント延べ参加者数	人/年	67	75
待機児童数	人	58 (平成27年4月1日時点)	0

■施策の展開

1 幼児期の教育・保育の充実

・すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、保育施設等を計画的に整備するとともに必要なサービス量を確保する等、教育・保育の充実に努めます。

2 地域における子育ての支援

・すべての子育て家庭を支援するために、子どもの状況や家庭環境に合わせて対応できるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。

・子育て家庭が、サービスを効率的に利用できるよう、周知・啓発に努めます。

・子どもの健全な成長のため、親育ちの過程を支援するとともに、社会全体で子育てを応援していく意識づくりに努めます。

・地域における自主的な活動を支援し、活性化を図るとともに、地域の子育てネットワークの構築をめざします。

・妊娠期から出産に係る悩みや不安の解消に向けて支援し、子育てに喜びを感じることができるよう、子育ての不安、負担の軽減に努めます。

3 子どもと親の健康づくり

・子どもを安心して産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康管理、小児医療体制の充実、子どもの医療費助成、子どもの正しい食習慣を普及啓発する食育の推進等、保健・福祉及び教育の連携を強化しつつ、子どもと子育て家庭の保健施策を充実していきます。

4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

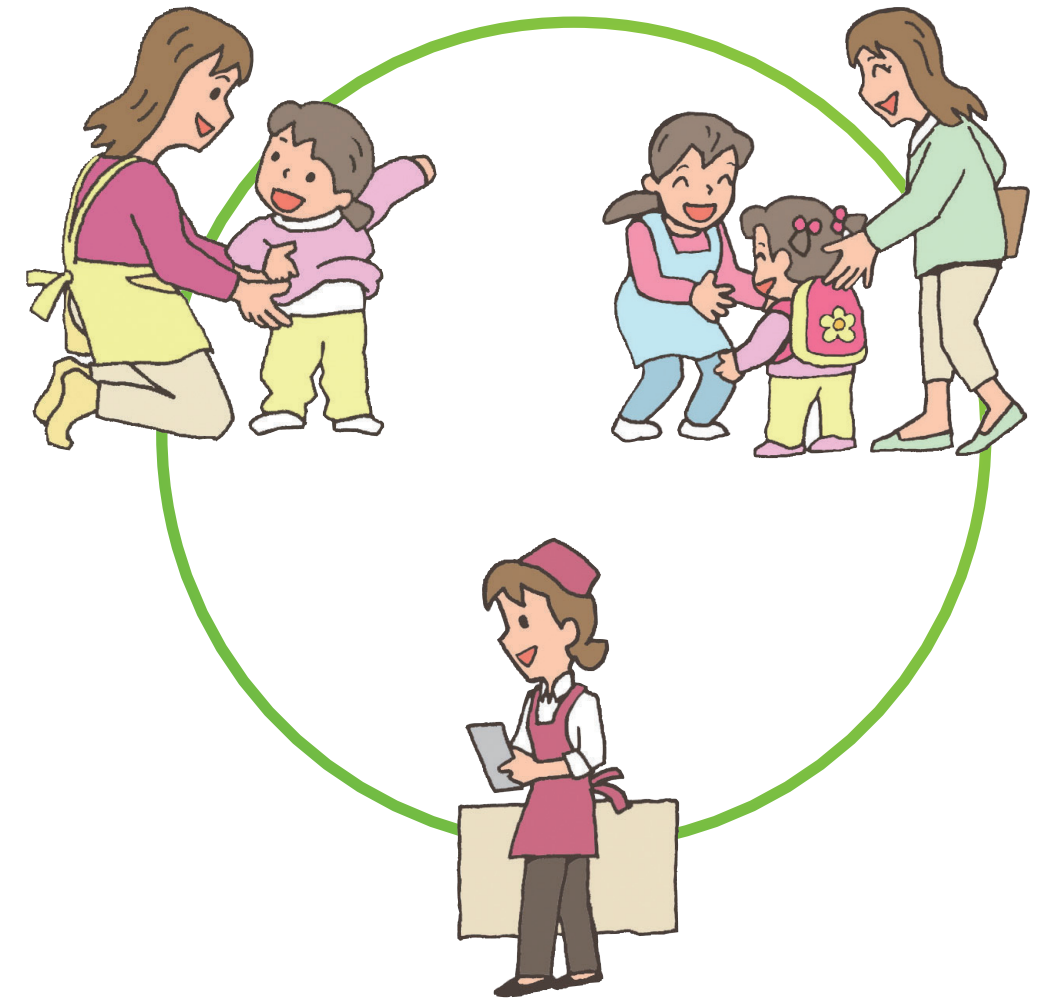
・心身ともに健康な子どもの成長を支援していくため、家庭における教育力の向上、地域活動への支援、子どもとじっくり向き合う教職員の育成等、家庭・学校・地域の相互の取り組みによって教育を担い、社会全体で子どもを育む教育施策を充実していきます。

・子どもたちを交通事故や犯罪から守るため、地域の関係機関の連携による交通安全・防犯体制を強化する等、安全・安心なまちづくりに努めます。

5 要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

・児童虐待があってはならないという認識を地域社会で共有できるよう、啓発活動に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、児童虐待に向けての取り組みを強化します。

・さまざまな機会を通じて疾病や障がい及び虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り支援していきます。



⑥ ひとり親家庭・その他福祉の推進

■施策の現状と課題

ひとり親家庭は年々増加傾向にあり、県等の関係機関と連携して、相談受付や情報提供を行い、経済面・精神面からサポートしています。今後はさらに効果的な支援のあり方を検討することが必要です。

生活保護受給者等に対する相談・支援については、法に基づき、関係機関と連携し、相談・支援に努めています。

今後は生活保護制度との連携により、子どもの貧困対策を含め生活困窮者への支援強化が必要です。

■施策の基本方針

だれでもが公平に日常生活が送れる福祉環境づくりを推進します。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
児童・ひとり親家庭等の福祉サービスが充実している（満足度）	%	25.1	35.0

■施策の展開

1 ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親家庭の生活安定のため、児童扶養手当、医療費助成及び就労支援についての情報提供を行います。
- ・ひとり親家庭の実態を的確に把握し、家庭生活の悩みや精神的な負担の軽減を図るため、相談指導体制の充実、強化を図ります。
- ・ひとり親家庭へ自立に向けた情報提供等のサポート体制の充実を図ることにより、生活の安定と子どもの健やかな成長を図っていきます。

2 その他福祉の推進

- ・生活保護対策については、法に定められた手続きにより事業を進め、相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・民生・児童委員等による生活指導や適切な相談の充実や関係機関との連携を通して生活困窮者に対する健康で文化的な最低限度の生活を保障するための支援に引き続き取り組みます。



地域力により創出する活気あるまちづくり （産業の振興）

① 農林業の振興

■施策の現状と課題

本町の農家数は減少傾向にあり、平成22年の1,055戸に比べ、平成27年は930戸となっています。農業従事者の減少や高齢化は耕作放棄地の増加要因となるため、新規就農者の拡大を図ることが重要です。

現在、一部の農産物や農産加工品においてブランド化が図られていますが、全体的にはまだ一部に過ぎず、「稼げる農業」として発展していくために、ブランド化の推進をより一層図ることが必要です。

また、平成26年からは「益城ふるさと市場 はびまる」を定期的に開催しており、地産地消やPR活動の良い機会となっています。

併せて、地元農産物の加工販売までを行う6次産業化を推進しており、その結果、農家の就労機会の増加に繋がっています。

林業については、従事者の高齢化や後継者不足等の問題を抱えており、山林の維持管理が厳しい状況となっています。このような中、本町では「企業・法人等との協働の森づくり」における協定により、町有林・分収林の整備を進めています。

今後は、さまざまな視点からの森林資源のあり方を検討することが必要です。

■施策の基本方針

生産基盤の整備を進めるとともに、人材の育成・支援や地域の特性を活かした魅力のある特産品等の開発を促進する等、質の高い商品の生産と収益性の高い農林業の振興をさらに図っていきます。

■優先プロジェクト

●本町のイメージアップとブランド化の推進

- ・本町の農業のブランド化や「ましきブランド」商品の確立、6次産業化の促進等を、関係者と連携して推進します。

- ・新規就農者等の育成や企業の農業参入への支援等を推進することで、本町の農業の活性化を図ります。
- ・ホームページ等による町の農産物等のPRや農産物等の直売イベントを積極的に展開することで、さらなる販路拡大を図ります。
- ・「農」の良さをPRするため、市民農園開設に向けた検討を行います。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
農業の振興が行われている（満足度）	%	24.7	35.0
農業生産額	百万円	2,409	2,529

■施策の展開

1 農業生産基盤の整備

- ・生産基盤が整備された農地はその保全に努め、集団化が可能な農地の基盤整備を進めることで優良農地を確保します。
- ・経営の合理化や生産性の向上を図るため、農地中間管理機構を活用して、農地の集約・集積化を促します。
- ・農地の集約、団地化等により、耕作放棄地の解消につとめ、農作業の効率化を図ります。
- ・農地として維持され、将来にわたり多面的機能を維持・発揮するための事業について、国の制度の活用を図り推進していきます。
- ・農政地理情報システムを活用して農地の計画的な管理を行います。

2 多様な農業の推進

- ・環境保全型農業の取り組みとして、有機栽培や低農薬・減農薬栽培を推進します。
- ・循環型農業を進めるとともに、安全・安心な農産物の生産に努めます。
- ・主食用米偏重ではなく、需要のある作物の生産を、自らの経営判断で選択する状況を実現するための環境整備を進めます。
- ・農業経営の効率化、体制等の相談・指導を行い、法人化を推進します。

3 担い手の確保・育成

- ・農林業後継者や新規就農林業者、認定農業者等、多様な担い手を確保・育成するため、関係機関と連携して営農支援に努めます。

- ・魅力ある施策や経営支援、各種営農類型メニューの充実を図り、新規就農者の確保や後継者の育成を促進します。また、新規就農者については、定着が図れるよう支援を行っていきます。

4 林業の振興

- ・山林の公益的機能を重視した森林整備を促進し、また未整備林の町有化や憩いゾーンとしての活用を検討します。
- ・電子システムの活用を図り、計画的な森林整備を行います。

5 地産地消の推進

- ・安全・安心な産地づくりを進め、地元農産物等の学校給食への供給や食育を推進し、住民への周知を図りながら地元消費を進める体制づくりに努めます。
- ・特産品を活かした食のあり方について検討を行う等、食を中心とした新たな取り組みを検討します。



② 工業の振興

■施策の現状と課題

本町では、企業が新たに10社立地し、中でも地元農産物を使った加工品製造業が4社立地し、その内2事業者が6次産業として事業をスタートしました。

一方で、まとまった土地の確保や法手続きが困難なことや、期間的な条件が当該企業の立地計画と適合せず、新たな企業進出の相談を受けたものの、進展しなかったケースが数多くあります。

そのため、今後は、地域経済の活性化と雇用機会拡大の効果が高い企業の誘致活動を継続するとともに、企業の進出意向を把握した上で、関係機関と協議の上、新たな産業等、団地の形成を図ることが必要です。

また、中小企業においては、景気に左右されることが大きいことから、企業力の向上とともに企業間の連携強化等の支援を強化することが必要です。

■施策の基本方針

立地環境整備等により積極的な企業誘致を進め、地元企業も含めた工業全体の活性化を図ります。

■優先プロジェクト

●企業誘致と地場産業の育成・支援

- ・産業団地の適地選定を含む基本調査等を実施し、新たな施策を検討・推進することで、企業誘致を図ります。
- ・地場産業の育成を図るとともに、創業に対する支援を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
働く場・働きやすい環境が整っている（満足度）	%	8.4	18.0
進出協定締結企業数（5か年累計）	社	10（前期実績）	10 増（後期目標）



■施策の展開

1 産業の創出に対する支援

- ・産業間の連携や地域産業の確立等を進め、新たな産業の創出に努めます。
- ・各種事業における立ち上げや経営安定化についての支援を充実します。
- ・規格外の農産物を利用した加工品の生産・流通についての可能性を検討します。

2 地元企業における高付加価値化

- ・地元企業の新製品・新商品開発のための技術力の向上への取り組みに対する支援や異業種間交流や産業間の連携の活性化を図り、新商品開発や高付加価値化を推進していきます。

③ 商業の振興

■ 施策の現状と課題

住民アンケート調査結果によると、「町内の商店がにぎわっている」は、満足度が最も低く、町のにぎわいとして、商店街等の活性化が求められています。さらに「益城町の今後の土地利用として重要だと思うこと」については、「商業地の整備」が第1位にあげられています。

このような中、商工会では商店街活性化のため、空き店舗対策や街路灯設置等に取り組んでいます。今後も商工会と綿密な連携を図り、空き店舗対策や、買物に不便を感じる高齢者等を対象とした商店街での新しい取り組みも必要です。

一方、経営合理化のための指導や支援も重要な取り組みであり、現在は商工会を通じてこれらの取り組みが行われています。今後ともより一層の充実が求められています。

■ 施策の基本方針

商店街等の活性化や経営支援等を通して、賑わいのある商業機能の充実を図ります。

■ 優先プロジェクト

● 新たな商業の活性化の検討

- ・ 木山商店街のにぎわい創出等、町内外からの集客を図る施策を検討し、商店街の活性化に努めます。
- ・ 空き家・空き店舗を活用した町カフェづくり等や「運動」と「食」を取り入れた健康づくり事業等の施策と連動することで、商業の活性化を図ります。
- ・ 空港周辺地域をにぎわい創出の場として活性化できるように検討を行います。

■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
商業やサービス業の振興が行われている（満足度）	%	7.7	18.0
空き店舗等の利活用件数	件	—	5



■ 施策の展開

1 魅力ある商業の活性化

- ・ 空き店舗対策事業を継続し、個人商店の活性化に向けた自主的な取り組みに対して支援を推進します。
- ・ 未利用地等を活用し、積極的に商業施設の誘致を図ります。
- ・ 宅配サービス等、高齢者への買物支援の検討を行います。
- ・ 高齢者等のコミュニケーションの場としての茶小屋(カフェ)や観光客をも対象とした町カフェ等の誘致、導入を検討します。
- ・ 益城町宝探しスタンプラリー、四季の野菜祭り、町のワクワク発見サミット等、商店街に活気を取り戻すイベントを検討します。
- ・ 益城の産品をPRするため、展示会や試食会の開催を検討します。

2 経営合理化の推進

- ・ 経営診断、経営指導、公的資金等を通して、経営の安定を支援します。

④ 観光の振興

■施策の現状と課題

本町の交流イベントであるテクノリサーチパークでのジョギングフェア、夏祭り、初市等については、参加者数も一部を除き概ね増加傾向にあり、町情報の発信の場としての有効活用ができています。

今後はイベントのマンネリ化をさけるため、内容を充実させるとともに、積極的な情報発信が求められています。

また、本町には自然系観光資源や歴史的遺産があり、観光産業への期待は高いものがあります。熊本市から30分圏域にあることから、立地条件を活かした町独自の観光を検討することが必要です。

平成26年には、本町の魅力を町内外へ発信するため「益城町魅力発見 益城町よかところマップ」を発行しました。

農商連携による観光産業の活性化策としては、「益城ふるさと市場 はびまる」において、益城町の商品の紹介・販売を実施しています。

観光の振興は地域の活性化やイメージアップにつながるため、本町内にある観光資源の活用、広域的連携による観光ルートの開発、特産品・土産品等の開発、観光推進体制の強化等を図り、自然と歴史・文化にふれあえる魅力ある観光地づくりの推進が必要です。

■施策の基本方針

イベント交流、観光施設間連携等を通して、地域の特性を活かした観光スポットをPRすることで、積極的な交流の促進を図ります。

■優先プロジェクト

●住民と協働した新たな集客施設等の開発とPR

- ・地域住民と行政が協働し、地域の資源等を活用した新たな交流の場づくりや集客コース等を開発し、PRしていきます。
- ・新たな町の見どころや特産品、町内出身の偉人等の資源をイベントの素材として活用する等、人を呼び込む施策を推進していきます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
町外からの来訪者や観光客が訪れている（満足度）	%	5.5	15.0
益城版DMO※法人化数	社	—	1

※DMO(Destination Marketing/Management Organization)
地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光のプラットフォーム組織

■施策の展開

1 イベントの充実

- ・テクノリサーチパークでの「阿蘇くまもと空港・テクノ周辺ジョギングフェア」等のイベント内容の充実を図ります。
- ・町外イベント等とタイアップする等、広域的な集客を図ります。

2 観光資源の活用による地域の活性化

- ・町外の観光施設とタイアップする等、広域観光拠点のネットワーク化と広域観光ルートの整備等の推進体制づくりを推進します。
- ・観光資源を結ぶ道路や駐車場の整備を図る等、基盤整備を含めたネットワーク化を推進します。
- ・「益城町よかところマップ」は町内外の反響を見ながら、第2弾、第3弾と紹介する事業者の拡充を図っていきます。

3 農林業との連携による観光産業の活性化

- ・特産品や土産品を製品化して販売したり、地元食材を使った郷土料理を創出したり等、観光と農林業の連携強化に努めます。
- ・農家民宿の取り組みについても検討します。



⑤ 就労・創業の支援

■施策の現状と課題

平成27年度に策定した「人口ビジョン」における現状分析や将来の見通しを踏まえると、10代後半から30代前半までの人口流出を防ぐとともに、人口の流入を促進することが急務となっています。そのためには、就労場の創出・確保、さらには就労しても本町から通勤できるなど、若者が転出しなくてもよい、あるいは帰ってきやすい環境づくり(受け皿づくり)を進めるとともに、近隣にはない本町ならではの魅力を創出し、若者の流入を図っていく施策が必要です。

長期的に本町の人口を安定的に推移させるためには、これらの取り組みによる流入促進を行い、「しごと」が「ひと」を呼ぶ仕組みづくりが必要です。

■施策の基本方針

町の産業の振興を図るため、就労及び創業支援を推進します。

■優先プロジェクト

●就労・創業の支援

- ・関係機関等の協力を得ながら、資格取得の講座等の開催や町内事業所等への就労を前提とした事業を創設することで、就労をめざす方を支援します。
- ・町内に創業支援ワンストップ相談窓口を設置し、創業希望者の相談に対し、親切かつきめ細かい適切なアドバイスを実施するとともに、集団・個別対応による創業実践の講習会を開催します。また、地元金融機関等と連携を深め、創業時及び創業後に陥りやすい資金繰りの問題にも対応できるように配慮します。
- ・創業希望者に対して、地元金融機関と連携し低金利商品を開発し、創業の促進を図ります。
- ・地場産業(中小企業)に対する新規融資事業を創設します。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
創業件数	件	5	20



自然と調和した活力に満ちたまちづくり (新たな都市基盤の整備)

① 計画的な土地利用の推進

■施策の現状と課題

本町の地目別面積では、田・畑・山林が過半を占めており、宅地については、町域の1割程度となっています。

このような中、本町の宅地に関しては、「西の拠点づくり」としてのインターチェンジ周辺の土地区画整理事業を引き続き進めています。

今後も継続して、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」等による土地利用指針等を踏まえ、住宅地域、農業地域、商工業地域、森林地域等の利用区分を明確に設定することによって、本町全域で調和のとれた適正な土地利用を図り、秩序ある計画的なまちづくりを進める必要があります。

■施策の基本方針

総合的な土地利用の指針等のもとで、調和のとれた計画的な土地利用を図ります。

■優先プロジェクト

●市街化調整区域の有効な土地利用の推進

- ・市街化調整区域内では、既存コミュニティの維持を図りながら、集落内開発制度や地区計画制度を活用し、地域の振興と活性化に寄与する定住促進を計画的に行い、居住環境の整備を推進します。併せて、新たな市街地の形成や工業地域の形成等、地域の活性化に繋がるような土地利用を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
緑豊かで自然と調和のとれたまち(住民アンケート重点施策)	%	18.5	29.0
都市計画マスタープランの見直し	-	-	完了



■施策の展開

1 都市計画マスタープランの見直し

- ・合理的かつ有効な都市的土地利用や効率的で効果的な都市基盤を整備するため、熊本都市計画区域マスタープランと整合性を図り、住民の意向を考慮しながら町都市計画マスタープランの見直しを行います。その上で、必要に応じて立地適正化計画の策定を行います。
- ・今後も無秩序な住宅地開発を防止するため、地区計画等の手法を活用した一定規模以上の宅地開発を適切に誘導します。

2 農業振興地域内農用地区域の有効的な土地利用の推進

- ・農用地の保全や生産基盤を確保しつつ有効な土地利用を促進するため、農地法の改正を踏まえ農業振興地域整備計画を見直します。

3 森林整備計画の推進

- ・健全な森林資源の維持増進を図るため、水土保持、森林と人との共生及び資源の循環利用の3つの整備方針により、適切な森林整備を推進します。

4 地籍調査事業の推進

- ・総合的、計画的な土地利用の基礎的な資料として、今後とも地籍調査事業を積極的に推進します。そのために、執行体制の充実を図り、効率的で無駄の無い調査を進めます。



② 新たな拠点の整備

■施策の現状と課題

「西の拠点づくり」としてのインターチェンジ周辺開発については、平成21年5月に西地区、中地区が市街化区域編入と同時に、土地区画整理事業区域及び用途地域が決定され、平成21年8月に西地区、平成23年4月に中地区について組合設立の認可を得て、両地区とも組合を設立しました。

東地区については、平成27年5月に市街化区域に編入し、現在組合設立認可申請をしています。

また、東九州との交通結節点である九州中央自動車道の嘉島ジャンクションや小池高山インターチェンジ周辺を新たな拠点として位置づけ、活用を図ることが必要です。

町が発展する可能性が高い阿蘇くまもと空港周辺及び第二空港線沿道については、幾重にも土地利用に関する規制がかかっており、開発が困難な状態です。

さらには、具体的な施策の実現のため、「熊本空港周辺道路沿線の開発行為等処理方針(昭和62年5月16日熊本県土木部長通達)」の見直し、沿道サービス施設設置の規制緩和に関する要望活動等が必要となっています。

平成27年度に地域再生道路が完成し、今後は他法令との調整を図りつつ、地区計画等の手法を活用した沿道開発の誘導が求められています。

また、地域再生道路沿道、阿蘇くまもと空港周辺及び第二空港線沿道への新たな都市基盤の整備の実現のため、周辺市町とともに組織している「市街化調整区域活性化連絡協議会」等を活用し、県への要望活動を継続していくことが必要です。

■施策の基本方針

益城・熊本空港インターチェンジ、小池高山インターチェンジ、地域再生道路沿道、阿蘇くまもと空港周辺及び第二空港線沿道の開発等の推進を引き続き図ります。

■優先プロジェクト

●「西の拠点」インターチェンジ周辺開発の推進

- ・「西の拠点」として位置づけている益城・熊本空港インターチェンジ周辺の開発については、土地区画整理事業の早期実現に向け、さらなる支援に努めます。

●新たな拠点性の整備

- ・「西の拠点」として位置づけている益城・熊本空港インターチェンジ周辺の開発については、土地区画整理事業の早期実現に向け、さらなる支援に努めます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	
益城台地土地区画整理事業進捗率（計画～工事完了）	%	0.0	80.0
地域再生道路沿線開発構想の策定	—	—	策定



■施策の展開

1 地域再生道路沿道の秩序ある開発

- ・東西に走る地域再生道路に対し、新たに策定予定の地域再生道路沿線開発構想に基づき、南北に走る道路を適切に配置し、地区計画制度や土地区画整理事業等を活用し、計画的に整備を図ります。



2 阿蘇くまもと空港周辺の秩序ある開発

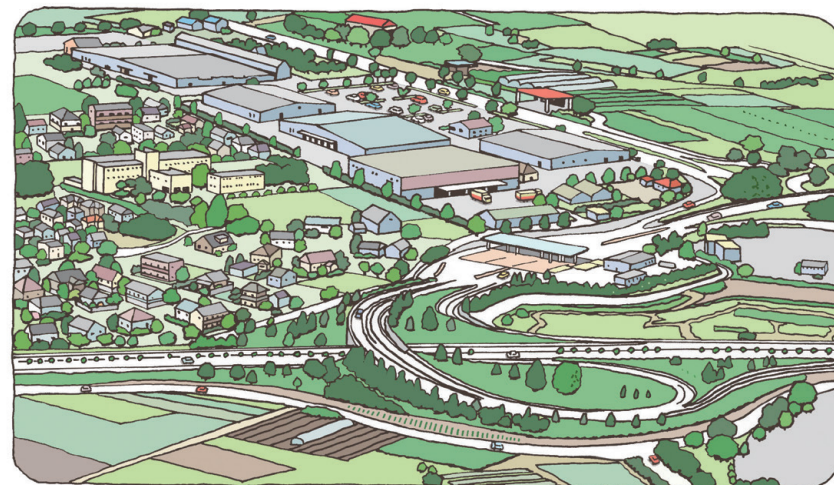
- ・空港周辺については、関係機関等と協議のうえ、活性化の方策を検討していきます。

3 第二空港線沿道の秩序ある開発

- ・市街化調整区域の地区計画制度の活用については、土地区画整理事業との整合性を図りながら実施に向けて検討を進めます。
- ・施策実現のため、「熊本空港周辺道路沿線の開発行為等処理方針（昭和62年5月16日熊本県土木部長通達）」や沿道サービス施設設置規制緩和等について県への要望活動を積極的に行います。
- ・第二空港線沿道の景観を保持しつつ、有効な土地利用が図れるよう、県への景観条例見直しを要望していきます。

4 嘉島ジャンクション周辺開発の推進

- ・九州中央自動車道嘉島ジャンクションや小池高山インターチェンジ周辺を、「南の拠点」と位置づけ、東九州との交通結節点として新たな物流施設等の集積を、関係法令との調整を図りながら検討していきます。



③ 新設道路の整備

■施策の現状と課題

住民アンケート調査における「益城町での暮らしについての満足度と重要度」の結果によると、「道路が整備され車等で移動しやすい」「歩道等が整備、徒歩や自転車で安全に通行」は、重要度が高く満足度が低い、「今後最も重要な項目」として位置づけられています。

本町における道路体系は、大津、菊陽、阿蘇方面と御船、甲佐方面をつなぐ国道443号線と、菊陽町と本町を結ぶ県道益城菊陽線を縦軸にして、横軸には、熊本市から南阿蘇、高森方面を結ぶ熊本高森線と、熊本市から益城熊本空港インターチェンジ、阿蘇くまもと空港を結ぶ第二空港線の主要幹線があります。

これらの幹線道路に、縦横に絡むようにして町道が整備されており、特に、横軸を形成する2つの主要地方道の間を益城台地土地区画整理地区と町東部とを結ぶ地域再生道路が新設されています。

今後は、国道・県道の改修と併せて町道の整備を進め、本町内外の交通アクセスを向上させ、均衡ある発展をめざした計画的な整備が引き続き必要です。

■施策の基本方針

国道、県道、町道を含めた地域間のアクセスの向上による広域的な道路ネットワークの形成、歩行者に優しい生活道路網等の整備を通して魅力ある住みよさが実感できるまちづくりに引き続き努めます。

■優先プロジェクト

●道路整備計画に基づく新たな町道の整備

- ・地域再生道路や国道等、幹線道路を活かした町道整備計画を策定し、計画に基づく町道整備を行います。
- ・新たな町道の整備にあたっては、安全で人に優しく住みよい魅力あるまちづくりを念頭に道路整備を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
道路が整備され車等で利用しやすい（満足度）	%	45.9	56.0
道路整備計画の策定（再掲）	-	-	策定

■施策の展開

1 国道の早期整備充実に対する国への要請

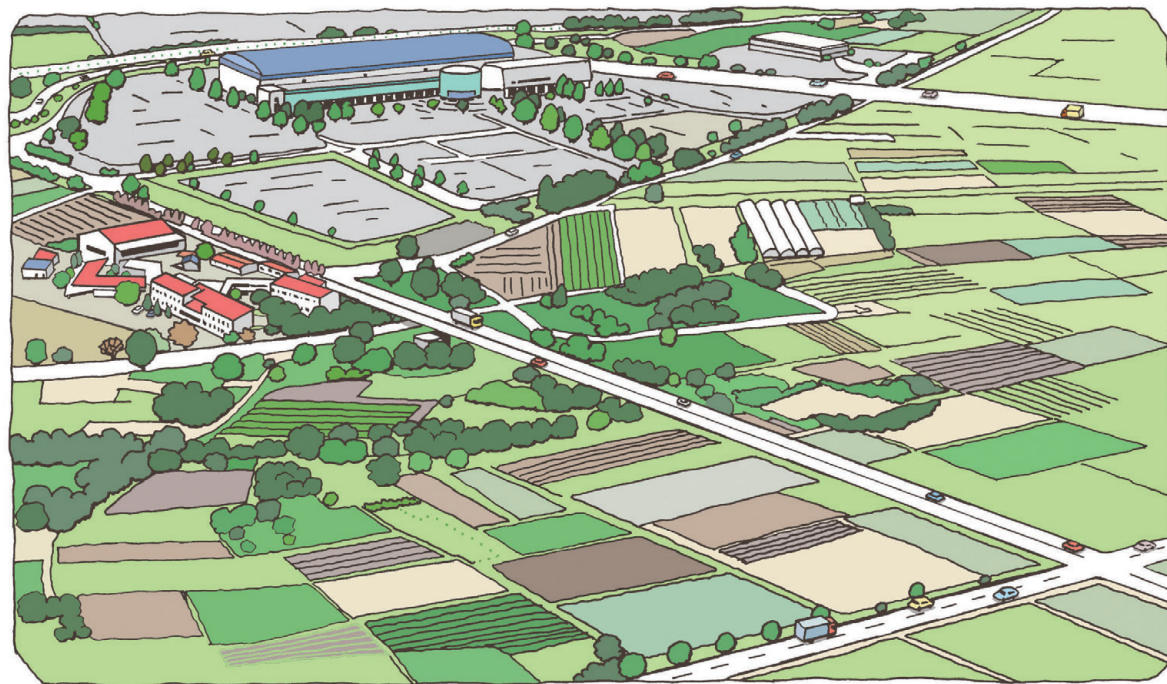
・国道443号については、引き続き道路改良への取り組みを要請します。

2 主要地方道等の計画的道路整備に対する県への要望

・主要地方道等、県道の引き続きの道路改良や歩道の整備、通学路の自転車専用レーンの設置等の交通安全環境の改善等を要望します。

3 都市計画道路(広崎木山線)等の検討

・主要地方道路熊本高森線の改善等を図るため、熊本県都市計画道路見直しガイドラインに基づいた検討を進めます。



④ 新たな上水道整備及び污水处理対策の推進

■施策の現状と課題

水道事業については、上水道第4次拡張計画に基づく整備が平成27年度で完了することから、拡張については、開発行為等ごとに対応していく必要があります。

下水道事業としては、飯野地区の整備を平成19年度から開始しています。津森地区についても、平成21年度より管渠整備に着手し、早期の整備完了をめざしています。

浄化センターについては、水処理施設及び汚泥処理施設を増設し、処理能力の増強を図っています。

■施策の基本方針

上水道や污水处理対策等の整備を通して、
快適な生活環境に恵まれたまちづくりを進めます。

■優先プロジェクト

●飯野・津森地区の下水道整備

- ・飯野地区については、平成28年度の工事完了をめざし事業を継続していきます。
- ・津森地区については、効率的かつ経済的なルート、新しい工法等を可能な限り取り入れて、工期の短縮、工事費の縮減を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
安心して水道水を利用できる（満足度）	%	85.5	90.0
下水道普及率	%	94.9	100

■施策の展開

1 新規上水道の整備

- ・「益城台地土地区画整理事業」の進捗状況に応じて幹線配水管の整備を計画的に推進します。

2 新規汚水処理対策の推進

- ・「益城台地土地区画整理事業」を含む新たな開発計画の進捗並びにテクノ工業団地線の整備進捗状況を踏まえ、「下水道整備事業」を計画的に進め、等しく住民が下水道の恩恵を受けられるよう事業展開を図ります。
- ・「長寿命化計画」に基づき浄化センター設備の更新を、計画的に実施していきます。

⑤ 新たな公園の整備

■施策の現状と課題

本町では計画的に公園整備を進めており、住民の意見をもとに、空き地を利用した公園（街区公園）の整備や、ふるさと景観にふさわしい自然公園を整備しています。

「潮井自然公園整備事業」については、平成25年度から5ヶ年間の計画で整備を進めています。今後とも、良好な住環境を創出するため、公園整備を進めることが必要です。

■施策の基本方針

新たな公園整備を通して、良好な住環境を創出する癒し空間の形成を図ります。

■優先プロジェクト

●潮井自然公園の計画的な整備

- ・町の強みである自然を活かし、住民の心のよりどころとなる公園として、整備計画に基づき着実な整備を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
公園や緑地が整備されている（満足度）	%	37.1	45.0
潮井自然公園の整備	—	—	完了

■施策の展開

1 新たな公園の整備

- ・自然を生かした、住民の心のよりどころとなるふるさと景観にふさわしい公園や親子で楽しく過ごすふれあい広場等の整備を進めます。



第5章

個性と創造力を育むまちづくり （教育・文化の向上）

① 学校教育の充実

■施策の現状と課題

本町の小・中学校は、ここ数年学級数、生徒数とも微増傾向が続いています。

このような中、本町では、町独自の事業として、一定規模以上の小中学校1年のクラスへ補助教員を派遣して児童・生徒の学校生活の安定化を図る「いきいき益城っ子育て事業」を実施しています。その成果として、児童・生徒の生活態度及び学習態度もよく、クラス全体で落ち着いた授業ができています。また、平成22年度より、学年を問わず補助を必要とする学級の授業や生徒指導等の課題に応じた対応を行うため、「ドリーム益城っ子育て事業」を実施し、補助教員を各学校に1名配置しています。

学校施設については、耐震改修はすでに完了していますが、学校施設の改築・補修等の環境整備については、今後も継続していくことが必要です。また、エアコン整備を平成27年度に完了しました。

総合的な学習の時間については、各学校において創意工夫し、地域学習、健康教育、環境学習、農業体験等の取り組みができています。

各小中学校におけるパソコンの設置については、全教員への配置が完了し、今後は児童・生徒への計画的配置及び機器類の更新、ICT教育^{*}への対応等が必要です。

いじめや不登校、問題行動等については、教育機関や行政等と連携して対応し、スクールカウンセラーを活用する等、専門家による教育相談体制の充実を図っています。また、不登校支援の場としてフレンドネットを配置し、児童・生徒の自立に向けた支援を行い、学校と連携し、児童・生徒の状況把握に努めています。コミュニティスクールの運営主体としては、益城中央小学校に学校運営協議会が設立されました。

給食については、学校現場への給食の提供は、児童・生徒に適正な栄養の摂取が図られ、食育の推進にも役立つ一方で、給食の食べ残しの増加や、家庭での食のあり方等の課題があります。

※ICT教育

情報通信技術(Information and Communication Technology)を活用した学校教育のこと。パソコンや電子黒板、プレゼンテーションソフトなどを用い、教育の質の向上をめざす。

■施策の基本方針

子どもたちの知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力のバランスのとれた確かな学力を向上させるとともに、道徳教育、人権・同和教育の充実に努め、ふるさと益城を愛する心を育てます。

■優先プロジェクト

●基礎学力の向上

- ・基礎学力の向上とともに、学校生活が安定し、児童・生徒の個性が伸ばせるよう、「いきいき益城っ子育て事業」「ドリーム益城っ子育て事業」を継続し、充実を図ります。
- ・総合的な学習時間のねらいである「自ら学び、自ら考える力の育成」に努めます。

●特色ある教育環境づくり

- ・児童・生徒の学力向上や学校現場の校務の情報化推進のため、ICT環境の整備を推進します。
- ・コミュニティスクールを推進することで、学校と地域の連携を深め、地域全体で子どもたちの健やかな成長を支えます。
- ・外部の専門家による学校教育の支援や小規模特認校の促進を推進することで、本町独自の特色ある教育環境を整備します。
- ・郷土愛を育む教育を、地域住民や関係者と一体となり推進します。

●学校給食センターの効果的な運用の検討及び建設

- ・新たな学校給食センターについては、効果的な運用を検討し、建設します。

■優先プロジェクト

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
小中学校の教育が充実している（満足度）	%	40.2	50.0
コミュニティスクール実施校数	校	1	7
学校給食センターの建設	—	—	完了

■施策の展開

1 多様な教育内容の充実

- ・情報活用能力の育成や氾濫するメディア情報に適切に対応できる子どもを育成する情報教育について推進します。
- ・国の英語教育への取り組み方針との整合性を踏まえ、外国人講師（ALT）の参加による英語の授業を通して、国際社会に対応できる知識や能力の向上を図り、外国の文化を理解する教育を推進します。
- ・益城町の歴史・文化を取り入れた郷土を理解する教育への取り組みに努めます。

2 特別な支援を要する児童・生徒への対策

- ・特別支援教育支援員を各学校に配置し、特別な支援を要する児童・生徒を支援します。
- ・発達障がい児、学習障がい児等は増加傾向にあり、医療的ケアも含めて体制を整備し、すべての児童・生徒が安心して学べるインクルーシブ教育への対応を図ります。

※インクルーシブ教育

障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の学校で学べる教育

3 いじめ、不登校等への対策と人づくり(こころの教育)の推進

- ・児童・生徒の不安・悩み等の解消のため、アンケート調査を通じた住民ニーズの把握をした上で、スクールカウンセラーによる教育相談体制を一層充実します。
- ・いじめ、不登校等に対処するため、教育機関や家庭、学校が情報を共有し、連携して「いじめ、不登校ゼロ」をめざします。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用を図ります。特に、いじめの問題については、益城町いじめ防止基本方針に則り、「いじめ問題対策連絡協議会」を設け、「いじめゼロのまち」の実現をめざして、取り組んでいきます。
- ・児童・生徒が社会性や協調性を養い、人権や命の尊さを学びあい、生きる力をつけていくための道徳教育を充実します。

4 教職員の資質向上等の推進

- ・教育センター等主催の演習・実習・体験型の研修プログラム等への参加を促進し、教職員の資質向上に努めます。
- ・学校事務センター機能の強化等により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、また学校経営の効率化・高度化を推進します。

5 学校施設的环境整備の推進

- ・老朽化してきた学校施設や設備の計画的な改修等を継続し、安心して学べる環境を整備します。
- ・地域住民にも利用しやすい施設整備を進めます。

6 開かれた学校づくり

- ・学校施設の地域への開放・共有化を進め、地域住民の活動の場として有効活用を図ります。
- ・子どもたちを危険から守るために安全教育や不審者等への対策を講じます。

- ・コミュニティスクールの運営を軌道に乗せ、他の学校への展開を検討します。

7 学校給食の充実

- ・安全・安心な給食の提供に努めるとともに、給食の食べ残しを減少させるための対策を行っていきます。
- ・栄養教諭の指導等による食の栄養や食事マナー、食の伝統文化、食べ物が育った環境等を学ぶ食育の充実を図ります。
- ・地元食材を活用した「ふるさと給食」を推進し、「食育」と結びつけた特色ある給食のあり方を検討します。



② 青少年の健全育成

■施策の現状と課題

本町の将来を担う青少年が今後も町に定住し、まちづくりを支えてくれる人材に育っていくためには、健全育成のための取り組みが大切であり、その第一は、人材の育成と言えます。しかし本町では、青少年の健全育成や青少年の育成を担う大人づくりに関して、その活動自体は推進できていないのが実情です。

今後は、人材の育成、健全育成のためのプログラムの充実、さらにこれらを調整する組織づくりが必要です。

青少年のボランティア活動については、その核となる組織活動を推進する取り組みが期待されています。

伝統芸能等の伝承については、時代とともに希薄になってきているものの、これまで育んできた歴史・文化の継承は大切であり、地域文化を担う次代の青少年に受け継いでもらうための取り組みが必要です。

■施策の基本方針

町の将来を担う青少年の健全育成を推進するための人材育成、組織づくり等を引き続き推進します。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
地域の連帯感があり、共に支えあい助け合う風土がある（満足度）	%	37.4	45.0

■施策の展開

1 健全な青少年の育成を担う大人づくり

- ・ 青少年育成に関する講義や指導等ができる人材を発掘し、指導者育成に努めます。
- ・ 子ども会等の指導者等も含め生涯学習のプログラムを企画立案できる人材を育成します。
- ・ 教育の専門家や教師、保護者等が互いに意見を出し合う協議会の活動を推進します。

2 青少年のボランティア活動

- ・ 青少年のボランティア活動の啓発や教育を推進するため「益城町地域教育力・体験活動推進協議会」活動を充実していきます。さらに、交流情報センター「ミナテラス」内のまちづくり活動支援センター「まちサポ」、「益城町体験活動・ボランティア活動支援センター」及び関係機関とも連携・協力し、体験活動やボランティア活動に関する情報を収集・発信します。

また、体験活動やボランティア活動の指導者・協力者を人材バンクに登録して、学校や地域住民からの依頼に応じて講師として派遣します。

③ 生涯学習の推進

■施策の現状と課題

近年、生活様式の変化や価値観の多様化、さらには、高齢社会の到来による生きがいづくりや自己実現のため、住民の生涯学習ニーズが一層高まっています。

本町では公民館、交流情報センター「ミナテラス」等の施設を中心に、多くの住民が利用しています。

町民の多様化する学習ニーズに応えるため、公民館講座の拡充を図っていますが、最近では、公民館講座受講生は減少傾向にあります。

交流情報センター「ミナテラス」では、すべての住民の利用に応えるために、図書スペースにおいては図書サービスの拡充を図り、「快適な図書館(コンフォートライブラリー)」活動を展開しています。

今後もすべての生涯学習施設において、生きがいづくりや豊かな人生を送るための支援を継続するとともに、住民のニーズにあった取り組みを進めることが必要です。

一方では、施設の維持・管理等の課題があります。

■施策の基本方針

生涯学習ニーズに対応するため、生涯を通して学ぶ楽しさが感じられる教育のまちづくりを進めます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
生涯学習活動をしやすい（満足度）	%	33.1	43.0

■施策の展開

1 生涯学習機会の充実

- ・公民館や交流情報センター「ミナテラス」を地域住民の学習の場として積極的に活用し、知識向上や生きがいづくりを進めていきます。
- ・生涯学習講座については、受講生が固定化しないような情報収集や工夫等を行い、さらなる活性化を図ります。
- ・交流情報センター「ミナテラス」では、住民の自主的な交流活動を援助するため、各種イベント、講習会、上映会、資料展示等を開催し、交流機会の提供に努めます。
- ・図書館においては、幼児から高齢者までのすべての住民の利用に応えるため、広い領域にわたる資料を選択・収集・整理して、時機に応じた新鮮な資料や情報を積極的に提供します。
- ・公民館講座生を学校支援ボランティアとして活用する取り組みを引き続き展開していきます。

2 生涯学習基盤の整備

- ・すべての生涯学習施設において、時代にあった拠点づくりを展開していきます。
- ・生涯学習講座を自ら企画立案し、自主的に発足できるシステムづくりを検討していきます。
- ・講義や指導することができる人材を発掘し、指導者育成を図るとともに、指導者・育成者に対する啓発研修を推進します。
- ・生涯学習施設の維持・管理を計画的に進めます。

④ 文化芸術の振興

■施策の現状と課題

文化芸術の振興に関しては、益城町文化協会の果たす役割が大きく、現在、60団体が加盟して文化祭等の行事を開催し、会員の発表機会の提供と拡充を図っています。

これらの活動は文化振興には欠かせないものであり、今後も文化協会のもとで各団体の取り組みが重要となっています。

町の文化活動の拠点である文化会館は、施設の充実とともに町内外から大変多くの利用があり、地域文化を育むまちづくりに大いに貢献しています。また、舞台利用のニーズは依然として高いものがあります。

文化会館の自主事業については、時代を先取りし、アンケートや情報等を得ながら毎回の事業を検討しています。質の高い文化芸術を身近に提供する会館であるためにも、常に自主事業の内容を検討することが大切です。

なお、建物や設備の大規模な改修等についてはほぼ完了しており、今後は施設維持のための定期的なメンテナンス等が必要です。

文化会館の運営については、平成27年度より指定管理者制度が導入されました。また近年、文化財の重要性が大きく取り上げられています。特に本町では、九州中央自動車道等の土木工事等、開発行為の増加に伴い、埋蔵文化財発掘調査の件数も増加傾向にあります。

四賢婦人記念館の管理運営については、多くの来館者へ対応可能な体制整備を行うことが必要です。

■施策の基本方針

芸術・文化に親しみ、次世代へ伝えることで、郷土を誇りに思うまちづくりを進めます。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
文化施設が整っており、文化・芸術活動がしやすい（満足度）	%	57.0	67.0

■施策の展開

1 文化活動の支援の充実

- ・本町の文化・芸術における文化協会の役割の重要性についての認識を深め、会員同士の連携・強化に努めます。

2 芸術・文化の浸透と次世代への伝承

- ・文化会館自主事業を実施するにあたり、子どもから大人まで各年齢層に配慮するとともに、町独自の手法で文化芸術の振興を図ります。
- ・文化協会主催事業や文化会館での催しを通して、子どもから高齢者まですべての住民が多様な芸術文化に触れられる機会の充実に努めます。
- ・後継者の育成等により、地域で人々に愛され守られてきた郷土芸能・伝統行事の保護継承の支援を推進します。
- ・伝統芸能を学ぶことが喜びにつながり、あらゆる行事に参加発表できる環境づくりを推進します。
- ・四賢婦人記念館については、来館者の増加に対応し、運用方針の見直しや体制整備を図ります。
- ・町内に所在する文化財について、特に後世に保存すべき文化財の町重要文化財への指定をめざし、保存整備と活用を検討します。
- ・文化会館については、平成27年度から指定管理者制度が導入されたため、今後は、指定管理者がスムーズに運営できるよう施設設備や環境等の整備を行います。

3 文化財の保全

- ・文化財は、住民の共有財産であるため、文化財愛護の啓発及び周知を図り、保護・活用に努めます。
- ・埋蔵文化財調査等に対応するため組織体制の強化を図ります。

⑤ スポーツの振興

■施策の現状と課題

本町の総合運動公園内の各スポーツ施設は、多くの方に利用されており、今後さらに多くの住民が気軽に親しみやすく利用できる施設をめざして、施設機能の充実等を図っていくことが必要です。

特に本町の陸上競技場は、全天候型の400mトラックで、第4種公認の県下でも有数の施設ですが、観戦用のスタンドが整備されておらず、人工芝は平成18年度の競技場完成時から約10年が経ち、経年劣化が進行しています。

スポーツを気軽に楽しめる環境を広げるため、平成24年度から総合型地域スポーツクラブ（益城わくわくスポーツクラブ）を設立し、推進を図っています。

公民館講座においても軽スポーツ教室を開催しており、グランドゴルフ、ペタンク等のニュースポーツ等を通して高齢者の健康と生きがいづくりに大きく貢献しています。

また、スポーツ施設の運営については、平成27年度から指定管理者制度が導入されています。

今後は、総合型地域スポーツクラブの推進や老朽化した設備の改修等を行うことで、住民の健康維持の観点を含め、スポーツ活動のさらなる推進を図っていくことが必要です。

■施策の基本方針

スポーツ関係団体をはじめ、保健医療、福祉団体等とも連携を図りながら生涯スポーツ活動の参加機会の充実を進めます。

■優先プロジェクト

●スポーツを通じた心と体の育成

- ・スポーツに親しむ機会を充実することで、健康で豊かな心と体を育てます。
- ・プロスポーツ選手等の専門家を招き、指導を受けることにより、専門的な知識等を取得する機会の創出に努めます。

●陸上競技場の整備改修

- ・老朽化した設備の改修や、新たな設備を設置することで、さらなる住民の利便性の向上と、スポーツの振興を図ります。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
スポーツ・レクリエーション施設が整っており、活動しやすい（満足度）	%	60.6	70.0
「健康・スポーツ都市」の宣言（再掲）	—	—	完了
陸上競技場の整備改修	—	—	完了

■成果指標

1 生涯スポーツ活動を推進するための体制の整備推進

- ・高齢者をはじめだれもが気軽にスポーツに慣れ親しみ、多くの町民の参加を促進するため、ニュースポーツ等の手軽にできるスポーツの普及を図ります。
- ・スポーツ団体の育成・組織の活性化、リーダー・指導者の育成を推進します。
- ・生涯スポーツの促進を図るため、住民が身近な場所で継続的に様々なスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- ・ジョギングフェア、健康フェスタ等のイベントは、本町のPRを図る機会でもあることから、商工会やJA等とさらに連携を強化して取り組みます。

2 スポーツ施設の整備・有効活用

- ・生涯スポーツの推進及び各種スポーツの競技力向上のために、総合運動公園等の町内各運動施設の機能充実と整備に努めます。
- ・県レベルや全国大会レベルの大会開催を視野に入れたスポーツイベントの企画や誘致に努めます。
- ・総合体育館やその他グラウンド施設については、平成27年度から指定管理者制度が導入されたため、今後は、指定管理者がスムーズに運営できるよう施設設備や環境等の整備を行います。



第6章

協働による住民主役の个性的なまちづくり
（協働のまちづくりの推進）

① 住民参画の推進

■施策の現状と課題

地方分権の進展により自己決定、自己責任が問われる一方、住民ニーズはますます多様化してきており、このような状況に的確に対応するため政策の形成過程等への住民参画の拡充が求められています。

住民アンケート調査結果によると、「益城町のまちづくりや住民参加について」は、住民参加や協働を必要と認識する人が多く、まちづくりへの関心は高いものの、地域活動やボランティア・NPO活動への参加意向は半数にとどまっています。

住民参画による協働のまちづくりを推進するためには、住民と行政とが互いの情報を共有し、住民参画型のまちづくりへの関心を高めることが必要です。その一環として、平成27年度より、住民と町職員がより理解を深めるため、「ふれあい出前講座」を開始しています。

今後の本町のまちづくりについては、交流情報センター「ミナテラス」内に整備されたまちづくり活動支援センター「まちサポ」をまちづくりの拠点施設として、体験活動・ボランティア活動支援センター（人材バンク）や社会福祉協議会内のボランティアセンター等まちづくり組織との連携をさらに強化し、住民参加型のまちづくり活動の支援を図ることが求められています。

また、学術機関等とのさらなる連携についても検討することが必要です。

さらに、まちづくりを具体的に推進するためには、まちづくり活動のリーダーとなる人材が重要であり、リーダーとなる人材育成が課題です。

■施策の基本方針

住民との情報の共有化を進め、まちづくりへの住民参画を進めるとともに、多様な地域活動を支援し、協働による活力ある地域づくりをさらに推進します。

優先プロジェクト

●協働のまちづくりの推進

- ・ 審議会等への住民公募枠の確保やパブリックコメント、町民提案制度等をさらに推進することで、住民のまちづくりへの参画を図ります。
- ・ さらなる住民との協働のまちづくりを推進するため、まちづくり基本条例の制定も視野に入れた協働の仕組みづくりを検討します。

成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
行政に住民の意向が反映されている（満足度）	%	15.0	25.0
住民がまちづくりに参加しやすい（満足度）	%	22.9	33.0
住民提案制度による提案事業の実現件数	件	-	3

施策の展開

1 自主的・意欲的なまちづくり活動に対する支援

- ・ 住民参加のまちづくりを協働により進めるため、住民の自主的かつ公益的な活動には積極的に支援を行うとともに、まちづくり活動支援センター「まちサポ」を核とした住民参加型のまちづくりに努めます。
- ・ ボランティアの主体性や創造性を尊重しつつ、まちづくりの重要なパートナーと位置づけて、さまざまな側面からその育成と活動の支援を図ります。
- ・ 地域の活動に子どもたちが参加する機会を設ける等、活動の担い手の広がりを推進します。
- ・ とともに生活する地域社会をつくるため、より多くの住民が参加し、多様なボランティア活動が積極的に展開できるような支援を図るとともに、地域福祉ネットワークづくりを推進します。
- ・ まちづくり活動支援センター及びボランティアセンターとの連携を推進し、ボランティア活動の支援強化を図ります。

2 人材等ネットワークづくりとリーダーの育成

- ・ ボランティア団体をはじめ、事業者、関係機関との連携による自立・協働社会の実現のため、住民同士や各種団体間の交流・連携を図り、住民ネットワークの構築をめざします。
- ・ 核となるまちづくりリーダーの存在が、活動のきっかけや活性化のポイントとなるため、リーダーの発掘や育成に取り組み、さらに人材ネットワークの構築を図り、組織化をめざします。
- ・ 大学をはじめ町外諸機関・団体との連携を図ることによって、さまざまな技術や知識をもってまちづくり活動を支援してくれる人材を育成し、住民の要請に応じて参画してもらうための体制づくりを進めます。

3 住民と行政の情報共有の推進

- ・ 住民にまちのことを考えてもらうため、行政情報の公開を促進します。
- ・ 町職員の協働のまちづくりへの意識を高め、併せて住民と職員がお互いの理解を深めるための取り組みを、さらに充実させます。



② 人権擁護・男女共同参画の推進

■施策の現状と課題

現在、「人権教育・啓発推進法」「男女共同参画社会基本法」等が制定されており、地域社会においては、あらゆる人が平等で多様な生き方を選択できる環境づくりが求められています。しかしながら、高齢者、障がい者、子ども、女性等に対する家庭内暴力や偏見は今もなお存在している状況です。

本町の人権教育の基礎となる、「益城町人権教育・啓発基本計画」を平成18年度に策定しました。この計画に基づき、同和問題をはじめあらゆる人権問題が解消され、一人ひとりの人権が尊重される「人権のまちづくり」の実現をめざして人権教育・啓発に努めてきましたが、まだ十分とは言えず、今後さらに進めていくことが必要です。

また、男女共同参画については、平成25年度に「第2次益城町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画への関心と理解を深めるため、広報・啓発に努めています。

住民アンケート調査結果によると、「男女共同参画社会づくりのために力を入れるべきこと」については、「保育の施設・サービスや、高齢者等の施設・介護サービスを充実させる」「育児休業や介護休業制度の普及啓発を進める」「男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるような啓発や情報提供を行う」等が上位にあげられています。

あらゆる人が平等で多様な生き方を選択できるために、お互いの人権を尊重する社会づくりはもとより、公的な審議会等においても女性の参画を推進し、女性の社会参画を積極的に支援することが必要です。

■施策の基本方針

人権の啓発や支援等、差別のない人権のまちづくりの実現をめざして、引き続き人権教育・啓発を積極的に推進します。また、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成をさらに推進します。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
人権啓発・人権教育が充実している（満足度）	%	21.3	31.0
男女が差別なく参画できる社会となっている（満足度）	%	19.8	30.0
審議会等への女性委員登用率	%	20.3	30.0



■施策の展開

1 総合的な人権啓発、人権同和教育活動の取り組みの推進

- ・人権教育及び啓発は、学校、地域、家庭、職域、その他のさまざまな場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるような機会の提供を図ります。
- ・人権を大切に作る企業づくりや人権尊重の意識の高い職場づくりが進むよう、事業者や事業者団体に対する人権同和教育・啓発に努めます。
- ・人権に関わる講演会や人権に関する学習の機会を通じて、互いを理解しあい、尊重しあう人権意識の高揚を図ります。
- ・人権問題に関わる擁護体制や相談体制の充実を図ります。

2 男女共同参画社会実現のための環境づくり

- ・学校、地域、企業での性別にとられない男女共同参画社会をめざす意識づくりを推進します。
- ・「男女共同参画社会推進懇話会」をはじめ、各種団体とともに男女共同参画社会のための総合推進体制づくりを推進します。
- ・職場、家庭生活、地域において男女がともにいきいきと暮らせるための環境づくりを推進します。
- ・あらゆるDV防止の強化等、女性と男性の人権の配慮に努めます。
- ・政策・方針の決定の場における女性の参画の拡大を図るため、審議会等への女性委員の登用を促進します。

③ 地域連帯感の創出

■施策の現状と課題

人口の流動化、核家族化、少子化等の多様な変化を受けて、住民のコミュニティに対する意識が薄れつつあります。一方では、余暇時間の増大等に伴い、さまざまな活動を通して、地域社会を取り巻く多くの課題に取り組んでいこうという意識も高まっており、こうした地域課題に自主的に取り組む場として、コミュニティ活動はますます重要なものになってきています。

本町においては、コミュニティ活動の活性化を図るため、一般コミュニティ助成事業の活用等を住民やまちづくり団体に勧める等の支援を行っています。

地域づくりの担い手が高齢化の傾向にあり、さらには若い人がコミュニティ活動を敬遠しがちなため、後進が育ちにくい状況があります。今後、地域活動を活発にするため、コミュニティ活動の中心的役割を担うリーダーの発掘と育成に努める必要があります。

■施策の基本方針

地域のことは地域で解決することを基本に、地域の連帯と地域リーダーが一体となったコミュニティの形成の充実を図ります。

■優先プロジェクト

●地域おこしの推進

- ・地域おこし協力隊等、外部の力を活用しながら、地域住民自らが地域の問題を解決し、地域の活力を創出する取り組みを支援します。議会等への住民公募枠の確保やパブリックコメント、町民提案制度等をさらに推進することで、住民のまちづくりへの参画を図ります。

※地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みのこと。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
地域の連帯感がある (満足度)	%	37.4	47.0
地域おこし協力隊 受入れ人数	人	-	1



■施策の展開

1 コミュニティ活動に対する意識高揚の促進

- ・広報紙等を通じて、コミュニティ活動への参加促進や情報の提供に努める等、コミュニティ意識醸成のための啓発活動を推進します。
- ・さまざまな団体やグループがまちづくりの視点を持って、それぞれの地域で活動していけるよう、情報収集や住民の自治意識の高揚に努めます。

2 コミュニティ活動団体の充実と連携の強化

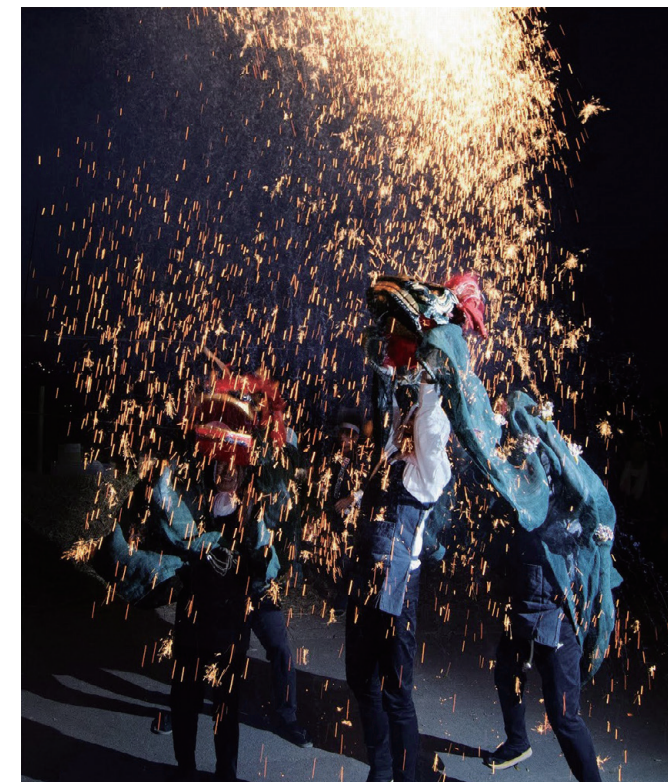
- ・地域福祉・文化、生涯学習等、あらゆる分野において活動の輪を広げ、地域の連帯感が高められるよう努めます。

3 コミュニティ活動への支援

- ・校区公民館等を通じて生まれる趣味のグループや、子育てサークル等のコミュニティ組織が、活動しやすいような環境の充実を図り、地域の人たちが自ら住みやすいまちをつくっていく活動を支援します。
- ・コミュニティ活動の中心となるリーダーの発掘と育成に努めるとともに、コミュニティビジネスを含めたコミュニティ活動の支援を推進します。

4 高齢者の積極的な活用

- ・高齢者が持っている知識や経験を活かし、さまざまな取り組みに積極的に参画できる環境づくりに努めます。



第7章

まちの魅力を伝えみんなに選ばれるまちづくり （積極的な情報の発信）

① 積極的な情報の発信

■ 施策の現状と課題

本町では、地域情報化計画に基づき、情報システムの構築等、情報通信基盤の整備を行ってきました。一方で、情報の発信については、本町の持つ魅力等を町内はもちろん、町外に向けてアピールしていくためには、さまざまな行政情報をわかりやすく、見やすく発信していくことが重要になっています。その手段の一つとして、ホームページには情報の新鮮さを前提に、住民に直結する情報や生活関連情報等の一層の充実を図ることはもとより、町外の方から住んでみたい、さらには企業から進出したいと思われるような情報発信のあり方が求められています。平成26年度には益城町ホームページのリニューアルを行い、親しみやすい表紙となりました。個人情報の保護には十分に配慮しながら、必要な情報を随時公開しています。また広報紙については、月1回の発行を維持しています。住民が接するもっとも身近な情報源であることから、今後とも継続した取り組みが求められます。

■ 施策の基本方針

町外から「ひと」や「もの」を呼び込み、町を活性化させるため、町の魅力を積極的に発信します。

■ 優先プロジェクト

● 積極的な情報の発信

- ・ 移住・定住や企業誘致対策も含め多角的に町内外へ積極的に益城町の良さをアピールするため、スマートフォン等、多様な媒体を通じたホームページの活用等を進め、シティセールスにつなげます。
- ・ 民間事業者等との連携も視野に入れ、空き家等の情報発信のシステムづくりを検討します。
- ・ 住民参加型の広報紙等により住民の行政への関心度を高めるとともに、情報の新鮮さを前提に住民に直結する情報や生活関連情報等のさらなる充実に努めます。
- ・ 常に問題提起を行い解決の方向へ進めるよう、町民提案制度「ましき便」や「ふれあい出前講座」等を通して住民と町が情報を共有できるよう努めます。

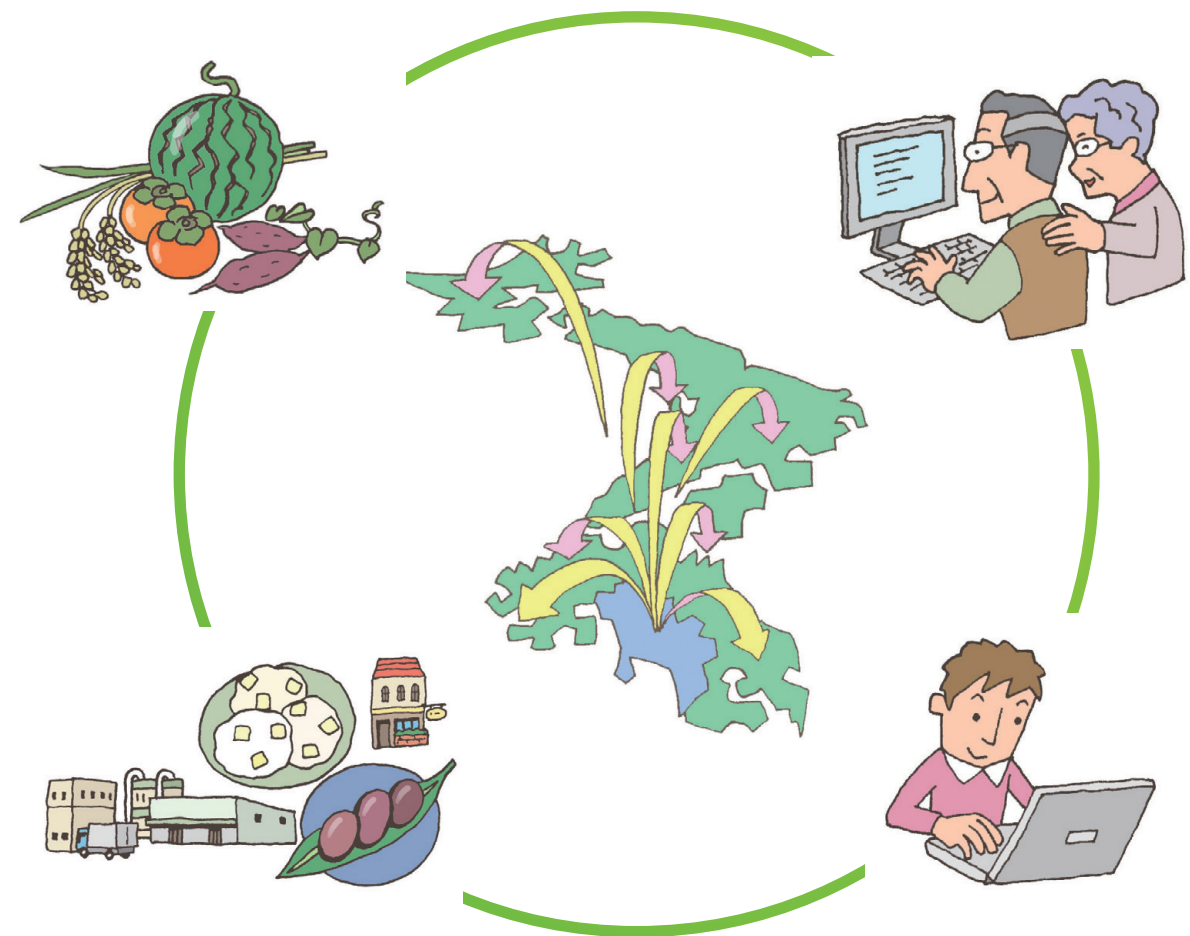
■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	
		平成 26 年度	目標値 平成 32 年度
行政情報が住民に公開、発信されている（満足度）	%	32.9	43.0
シティセールスプランの策定	-	-	策定

■ 施策の展開

1 地域情報化の推進

- ・ 住民の利便性向上のため、電子自治体のあり方をさらに検討し、時間や場所に制約されない行政サービスの提供に努めます。
- ・ システムへの外部からの侵入を防ぐための、職員のセキュリティ意識の向上も含めセキュリティシステムの向上を推進します。



第8章

効果的で効率的な行政運営を図るまちづくり (行財政基盤の確保)

① 健全な行財政運営の推進

■ 施策の現状と課題

近年、人口減少、少子高齢化の進行等による影響で年々厳しくなる財政状況の中、本町においては、引き続き歳出の見直しや歳入確保に努め、適正な予算執行を心がけています。今後も町税の大幅な増加は見込めず、また国県補助や地方交付税は廃止縮減されることが予想されており、本町の緊急かつ重要な事業を着実に遂行するため、一層の財政見直しが必要となっています。

定員適正化については、少子高齢化や、国や県からの権限移譲等により行政需要の増大が予想されますが、事務事業の見直しや指定管理者制度の導入等で、より一層のスリム化に向けた取り組みが必要です。

行政評価については、導入から7年が経過し、一定の成果も上がっており、引き続き継続してさらなる行財政の健全化への取り組みが必要です。

町有財産については、平成27年度に「公共施設等総合管理計画」を策定しており、町有財産の有効活用を着実に進めています。

■ 施策の基本方針

自主財源の確保、合理化等による歳出削減等を通して、
財政の健全化を引き続き推進するとともに、政策展開による効果的で効果的な
行政運営の一層の充実を図ります。

■ 優先プロジェクト

● 行政改革の推進

- ・ 第4次行政改革大綱アクションプランに基づき、進捗状況管理、行政改革マネジメント等を行い効果的・効率的な行政運営に努めます。
- ・ 第4次行政改革大綱の成果検証を行うとともに、第5次行政改革大綱の策定等を検討します。

■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績		目 標 値	
		平成 26 年度		平成 32 年度	
行政の効率化・健全化が図られている（満足度）	%	17.4		27.0	
第5次行政改革大綱の策定	—	—		策定	
ふるさと納税寄付者数	人	10		100	



■ 施策の展開

1 財政の健全化

- ・ 行財政改革等を通して財政の立て直しを進めます。
- ・ 自主財源の確保のため、滞納情報共有化等を通じた町税等の収納率の向上を一層推進するとともに、新たな財源の確保を検討します。
- ・ 土地区画整理、地区計画及び集落内開発制度による宅地化を推進することで、町税の収入増に努めます。
- ・ 使用料・手数料等については、引き続き受益者負担の原則に基づき適宜、適正化に努めます。
- ・ 補助金については、定期的な見直しや廃止を含めた検討を行うとともに、期限の設定を行う等、財政体質の健全化を一層推進します。
- ・ 指定管理者制度等、民間活力の導入や民間委託等により、行政コストの削減を引き続き推進します。

2 地域の実情に合った計画的な行政運営の推進

- ・ 地方分権の推進に対応した、地域の実情に合った効果的な政策展開・行政運営をPDCAサイクルに基づき着実に実行していきます。

3 町有財産の有効活用

- ・ 町有財産のあり方について検証し、効果的な保存や活用を図ります。

② 行政組織の強化

■施策の現状と課題

本町の組織・機構の再編整備については、時代に即応した見直しを適時行っています。住民にとっての利便性向上のため、窓口サービスの一元化に向けて取り組みを進めており、さらに今後は、住民にわかりやすい組織の再編等が求められています。

職員の資質向上については、IT技能、法制執務等の職員研修を計画的に実施しており、さらなる職員の資質向上を図っています。

また、人事評価制度を活用することで、職員の資質・能力を把握し、職員の適正配置につなげています。平成27年度上期には人事評価制度の試行を開始し、平成28年度以降に施行を予定しています。

さらに、職員の建設的な意見を募り、職員の創意工夫と意欲の高揚を図るため、平成27年4月「職員提案制度実施要項」を策定しました。

今後は、地方分権時代に対応できる職員を養成するため、自治大学校やアカデミー研修等を活用し、政策形成能力や法制能力等の向上を図り、スペシャリストの養成に努める必要があります。

多様な行政課題については、庁内会議等を通じて適宜関係課との連携を横断的に図り、的確かつスピード感を持って対応することが必要です。

■施策の基本方針

地方分権時代や多様化する住民ニーズに適切に対応するため、人事評価制度等に基づく職員の資質向上を図るとともに、効果的・効率的で自立した行政組織の一層の強化を図ります。

■優先プロジェクト

●行政課題への横断的対応の推進

- ・計画策定等において的確に対応するため、庁議システムやプロジェクトチーム等の活用を推進します。
- ・町民にとって分かりやすい窓口改革（ワンストップワンフロア化）や時代に即応した組織機構の見直しを行います。

■成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目標値
		平成 26 年度	平成 32 年度
行政サービスが充実している（満足度）	%	42.4	52.0
窓口改革（ワンストップワンフロア化）の実施	-	-	完了



■施策の展開

1 組織・機構の再編整備

- ・総合計画の施策を効果的、効率的に執行し、住民ニーズに的確に対応するため、組織機構の簡素合理化を推進し、総合窓口等、住民サービス向上をめざした組織機構再編を進めます。
- ・公共・公用施設等については、住民の使いやすさに十分配慮し、地域特性やバランス、財政事情等を考慮して、「公共施設等総合管理計画」を踏まえた統合・整備を進めながら適正配置を図ります。

2 職員の能力向上

- ・地方分権時代に対応できる人材を育成するため、IT技能向上を含め職員研修を継続的、計画的に実施するとともに、民間企業への研修等による住民の視点や経営感覚の向上を図る等職員の資質、政策形成能力、法制能力等の向上に一層努めます。
- ・職員の資質向上やモチベーションを高める等を目的とした人事評価制度の導入を契機に、職員の知識や能力を最大限に生かすことのできる職務への人事配置と計画的な専門職員の育成等を通して職員の仕事への意識・意欲の向上を図ります。
- ・職員が町政運営における政策を積極的に提案できるよう、職員提案制度のさらなる推進を図ります。

③ 住民サービスの向上

■ 施策の現状と課題

本町では、住民サービス向上のため、住民基本台帳カード等によるコンビニでの証明書交付サービスを実施しています。また、本町ホームページからの公共施設予約サービスを平成23年4月から実施しています。

近年、戸籍事務や住民基本台帳事務等が煩雑化し、窓口の混雑が常態化しており、今後の課題となっています。さらにマイナンバー制導入に伴う事務負担やシステム導入等のための財政負担の増加が懸念されます。

情報公開を通して住民に開かれた行政運営に努めるとともに、個人情報保護法の理念を踏まえ、行政情報管理の徹底を図っています。

■ 施策の基本方針

住民ニーズに適切に対応した住民サービスを実施し、利便性のさらなる向上に努めます。

■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
行政サービスが充実している（満足度）（再掲）	%	42.4	52.0
行政情報が住民に公開、発信されている（満足度）（再掲）	%	32.9	43.0

■ 施策の展開

1 住民サービスの向上

- ・ コンビニでの証明書交付サービスについては、コスト面と住民の利便性、個人情報保護を考慮し、サービスの継続に努めます。
- ・ 住民票の写しや戸籍謄本などの不正請求、不正取得の防止等を図るため、本人通知制度の導入を検討します。
- ・ 広報・広聴手段の多様化や本町のホームページから各種行政手続きの申請や公共施設の予約等、情報の電子化の充実を進め、時間や場所に制約されない住民サービスの充実を図ります。

2 情報公開制度の充実

- ・ 個人情報保護法の理念を踏まえ、行政内部の情報管理の徹底に努めるとともに、情報公開を通して住民に開かれた行政運営に引き続き取り組んでいきます。

④ 広域行政

■ 施策の現状と課題

広域行政の推進に関しては、熊本都市圏協議会において14市町村で連携を図っており、さまざまな問題解決をめざして各種施策に取り組んでいます。現在は、熊本市との「連携中枢都市圏構想」を実現するため、各分野において調整を行っています。

今後も、熊本都市圏との交流や関係強化を図り、地域浮揚や政策推進に向けての議論を十分に行うことが必要です。

関係自治体との連携については、上益城地域振興局と上益城5町で、「ちょうどいい田舎、あります。上益城」をキャッチフレーズとし、移住・定住に資する上益城地域のブランド化を図っています。

阿蘇くまもと空港及び周辺地域の活性化については、町としても重要な課題ですが、特に進展がみられず、引き続き空港周辺市町村及び県との連携を進めていくことが必要です。

■ 施策の基本方針

多様化する住民や企業等のニーズへの柔軟な対応や住民サービスの向上に繋がるように、周辺市町村等との強固な連携の一層の充実を図ります。

■ 優先プロジェクト

● 地域間連携の推進

- ・ 周辺市町村等との連携により、住民の利便性の向上を推進します。

■ 成果指標

施策の成果指標	単 位	実 績	目 標 値
		平成 26 年度	平成 32 年度
広域連携による連携事業数	件	—	25

■ 施策の展開

1 広域連携の推進

- ・ 連携中枢都市圏ビジョンに基づく施策の推進や県等との連携を推進することで、産業支援や住民サービスの向上等を図ります。
- ・ 阿蘇くまもと空港及び周辺地域の活性化については、県や周辺自治体とともに継続して取り組みます。



資料編



総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

No.	職名等	氏名	備考
1	町議会議長	中村 健二	副会長(～H27.5.11)
		稲田 忠則	副会長(H27.5.12～)
2	総務常任委員会委員長	坂田 みはる	
3	福祉常任委員会委員	稲田 忠則	～H27.5.11
		中村 健二	H27.5.12～
4	建設経済常任委員会委員長	石田 秀敏	～H27.5.11
		荒牧 昭博	H27.5.12～
5	熊本大学法学部教授	鈴木 桂樹	会長
6	益城町教育委員会委員長	坂田 敏昭	
7	熊本県立大学環境共生学部助手	高野 優	
8	行政経験者	有尾 誠次	
9	区長会代表(飯野・福田・津森校区)	宮崎 登喜春	～H27.5.12
		上村 實	H27.5.13～
10	区長会代表(広安・木山校区)	増永 信喜	～H27.5.12
		橋場 紀仁	H27.5.13～
11	上益城農協代表理事常務	吉川 計幸	
12	益城町商工会長	住永 金司	
13	PTA連絡協議会副会長	米満 憲志	
14	男女共同参画社会推進懇話会会長	富澤 典子	
15	民生児童委員協議会会長	稲田 ハツコ	
16	益城まちおこし塾代表	吉村 静代	
17	(株)井関熊本製造所代表取締役社長	後藤 吉亨	～H27.12.14
		森田 秀信	H27.12.15～
18	公募委員	田中 博	
19	公募委員	荒牧 勇	
20	公募委員	浦田 春美	

総合計画後期基本計画諮問

益企第618号
平成26年10月6日

益城町総合計画審議会会長 様

益城町長 西村 博則

第5次益城町総合計画後期基本計画策定について(諮問)

このことについて、益城町総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

「真に自立可能・持続可能な益城町」の実現、まちの将来像である「水とみどり豊かで人安らぐ『夢・創造』のまち」の実現に向け、平成28年度から5年間の施策の基本となる第5次益城町総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の調査審議を求めます。

総合計画後期基本計画答申

益総計審第3号
平成28年3月24日

益城町長 西村 博則 様

益城町総合計画審議会
会長 鈴木 桂樹

第5次益城町総合計画後期基本計画について(答申)

平成26年10月6日付け益企第618号で諮問のありましたこのことについては、上記計画に基づくパブリックコメントを実施し住民の意見を聴取して、全6回の益城町総合計画審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

表紙 3
白

益城町
MASHIKI TOWN